

平成28年版 成果レポート（案）

～成果の検証と改善に向けた取組～

第1編（第一次行動計画の評価）

平成28年6月
《健康福祉部抜粋》

平成28年版 成果レポート(案)

【目次】

第1編 (第一次行動計画の評価)

| | 頁 |
|---|---|
| 第1章 第一次行動計画の4年間を振り返って | 1 |
| (3) 施策の総括(4年間の取組をふまえた成果と課題) (健康福祉部主担当 12施策) | 1 |
| (4) 選択・集中プログラムの総括(4年間の取組をふまえた成果と課題) (健康福祉部主担当 3プロジェクト) | 4 |
| 第2章 施策の取組(健康福祉部主担当 12施策) | 5 |

| | 進展度 | 頁 |
|------------------------|-----|----|
| 113 食の安全・安心の確保 | A | 5 |
| 114 感染症の予防と体制の整備 | B | 9 |
| 121 医師確保と医療体制の整備 | B | 13 |
| 122 がん対策の推進 | B | 17 |
| 123 こころと身体健康対策の推進 | B | 19 |
| 134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保 | A | 23 |
| 141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実 | B | 27 |
| 142 障がい者の自立と共生 | B | 31 |
| 143 支え合いの福祉社会づくり | B | 35 |
| 231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり | B | 39 |
| 232 子育て支援策の推進 | B | 43 |
| 233 児童虐待の防止と社会的養護の推進 | A | 47 |

第3章 選択・集中プログラムの取組(健康福祉部主担当 3プロジェクト)・51

| | 進展度 | 頁 |
|--------------------------------|-----|----|
| 緊3 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト | B | 51 |
| 緊5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト | A | 55 |
| 緊6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト | B | 59 |

※本文中、「*」が付いている語句は、第2編巻末の用語説明で説明を掲載しています。

(3) 施策の総括（4年間の取組をふまえた成果と課題）

■ I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

1 1 3 食の安全・安心の確保（健康福祉部）

県内に流通している食品が「食品衛生法」等の基準に適合するよう、検査を実施し適正化を図るとともに、不適合があったものに対しては改善指導を実施した結果、食品検査における適合率は100%となり、平成27年度の目標を達成することができました。また、平成25年度に米穀の産地偽装事案が発生したことから、米穀取扱事業者を対象とした監視指導の強化やコンプライアンス研修の開催など再発防止策に取り組みました。引き続き、監視指導や食品検査を実施するとともに、食品関連事業者や生産者の自主管理の促進や、高病原性鳥インフルエンザ*等の家畜伝染病に係る防疫体制の強化等を図ることにより、安全で安心な食品が供給される体制を確保することが必要です。

1 1 4 感染症の予防と体制の整備（健康福祉部）

感染症情報システムを活用した感染症発生の早期探知に取り組み、感染症情報化コーディネーターと連携して、感染状況や予防方法等の情報提供等を行った結果、感染症の集団発生事例数は0件となり、平成27年度の目標を達成することができました。今後は、感染症情報化コーディネーターの資質向上や、新たに感染予防を実践的に行う「推進者」の育成を図る必要があります。さらに、社会的影響の大きい感染症の発生に備えて防疫用品の備蓄や関係機関との訓練などによる防疫体制の充実を図り、予防や感染拡大防止対策に取り組む必要があります。

1 2 1 医師確保と医療体制の整備（健康福祉部医療対策局）

県内全ての地域で必要となるときに安心して質の高い医療サービスが受けられるよう、医師修学資金賞与を行うとともに、平成24年5月には三重県地域医療支援センター*を設置し、県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金賞与者等の三重専門医研修プログラムの利用を進めるなど、医師の不足・偏在解消に取り組んだ結果、人口10万人あたりの病院勤務医師数は135.2名となり、平成27年度の目標を達成することができました。また、勤務環境の改善による離職防止等の看護師等の確保対策を行うとともに、医療ネットみえの運用やM I E—N E Tの構築、ドクターヘリの運航支援等により、救急医療・へき地医療の充実を図りましたが、引き続き、地域で必要となる地域医療体制の確保に取り組んでいく必要があります。

1 2 2 がん対策の推進（健康福祉部医療対策局）

「三重県がん対策戦略プラン」および「三重県がん対策推進条例」に基づき、がんに対する正しい知識の普及啓発やがん検診受診率向上に係る好事例の市町との情報共有等を行うことにより、がん検診を受診される方が増加し、がん検診受診率は4年間のうち最大値となりました。75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数はがん検診受診率の向上などの予防・早期発見の推進、がん医療提供体制の充実・強化などのがん対策の推進により減少傾向にありますが、70.8人と平成27年度の目標は達成することができませんでした。引き続き、がんの予防・早期発見から治療・予後までの段階に応じたがん対策を進めることが必要です。

1 2 3 こころと身体 の健康対策の推進 (健康福祉部医療対策局)

平成 25 年 3 月に策定した「三重の健康づくり基本計画」に基づき、病気の予防・早期発見のための特定健康診査の受診促進に取り組んだ結果、県民指標である健康寿命は男 78.0 歳、女 80.7 歳となり、平成 27 年度の目標をほぼ達成することができました。また、歯科口腔保健対策の総合的かつ計画的な推進のため、平成 25 年 9 月に三重県口腔保健支援センターを設置し、市町および関係機関・団体等の行う歯科口腔保健対策の質の向上や連携強化を進めました。引き続き、ソーシャルキャピタル*を活用しながら健康づくりを推進するとともに、各ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくり対策を進めていくことが必要です。

1 3 4 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保 (健康福祉部)

新たに乱用が問題となった危険ドラッグについて、平成 26 年度に関係機関と連携を図り、危険ドラッグ販売店に立入検査を行うことにより、県内の危険ドラッグ販売店舗をなくすことができました。また、多くの関係機関等と連携して薬物乱用防止の普及啓発活動を行った結果、薬物乱用防止講習会参加者は累計 451,744 人となり、平成 27 年度の目標を達成することができました。今後は、平成 27 年 10 月に施行した「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく危険ドラッグをはじめとした薬物乱用対策の強化や医薬品・医療機器などの品質管理体制の整備に取り組むとともに、新設予定の三重県動物愛護推進センター(仮称)を拠点とした動物愛護の推進等に取り組む必要があります。

1 4 1 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実 (健康福祉部)

「三重県介護保険事業支援計画」に基づく特別養護老人ホームの整備や事業者に対する入所基準の適切な運用の働きかけなどにより、入所待機者は 4 年間で最少の 1,495 人(入所を断った方や手続き中の方を除いた待機者数 596 人)となったものの、平成 27 年度で入所待機者を解消するという目標を達成することはできませんでした。一方で、地域包括支援センター*の機能強化に係る支援や市町に対する介護予防事業の支援等を行うことにより、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で必要なサービスが受けられる体制が整備されつつあります。引き続き、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年に向けて、介護基盤の整備と地域包括ケア*システムの構築に取り組むとともに、介護従事者の確保や質の向上、認知症対策等にも取り組む必要があります。

1 4 2 障がい者の自立と共生 (健康福祉部)

日中活動の場の確保等により福祉施設入所者の地域移行の促進等を図った結果、グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数が累計で 1,508 人となり、平成 27 年度の目標を達成することができました。また、就労については、新たな取組である社会的事業所の設立による働く場の拡大や事業所の工賃向上支援、職場定着支援等により、障がい者の自立と社会参加が進みました。引き続き、地域移行の促進や就労支援等に取り組むとともに、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」への対応等の障がい者の権利擁護に取り組む必要があります。

1 4 3 支え合いの福祉社会づくり (健康福祉部)

判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの適切な利用等を支援する取組を行った結果、福祉サービス利用援助を活用する人数は1,585人となり、平成27年度の目標を達成することができました。また、さまざまな主体との連携によるおもいやり駐車場利用証制度の普及啓発、生活困窮者や生活保護受給者の自立支援、福祉事務所に対しての生活保護法施行事務監査等を通じた保護の適正実施の指導などに取り組みました。一方、介護人材は慢性的な不足状態が続いており、引き続き県福祉人材センターによるマッチング支援等、人材確保に取り組む必要があります。

■ II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

2 3 1 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり (健康福祉部子ども・家庭局)

「三重県子ども条例」の認知度については32.4%となり、平成27年度の目標は達成できませんでしたが、条例の基本理念等もふまえた「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」等に基づき取組を進めた結果、少子化対策を進めるための機運醸成が進むとともに、「みえの育児男子プロジェクト」の推進による男性の育児参画意識の普及、結婚を希望する方が出逢いイベント情報を受けられる体制づくりが進んだほか、各地域において子どもの育ちや子育て家庭を支える取組が進みました。一方、平成27年度に「みえの子ども白書2016」を作成するにあたり実施したアンケート調査によると、「子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思う」大人の割合が減っていることから、引き続き子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めていく必要があります。

2 3 2 子育て支援策の推進 (健康福祉部子ども・家庭局)

「三重県子ども・子育て支援事業支援計画*」に基づき、保育所整備や保育士確保等の子育て支援策に取り組んだ結果、低年齢児保育所利用児童数は13,172人となり、平成27年度の目標を達成することができました。また、「出産・育児まるっとサポートみえ* (三重県版ネウボウ)」の推進により、各市町の実情に応じた切れ目のない母子保健体制の整備に向けての支援を始めるとともに、特定不妊治療等に係る経済的支援の拡充や、不妊や不育に悩む夫婦への相談支援等を行いました。引き続き、保育所の入所待機児童の解消や、母子保健体制の整備に取り組むとともに、三重県立子ども心身発達医療センターを拠点とした医療・福祉・教育が連携した子どもの発達支援を進める必要があります。

2 3 3 児童虐待の防止と社会的養護の推進 (健康福祉部子ども・家庭局)

平成24年度に県内で虐待により乳児が死亡する事例が2件発生した事態を受けて、児童相談センターの組織改正および職員の増員を行ったほか、初期対応や対象ケースの家庭に対する中長期的な支援を的確に実施するためのツールを研究開発して取組を進めた結果、平成25年度以降重篤事例の発生はなく、また、児童虐待通告に対する48時間以内の安全確認の実施率は100%となり、平成27年度の目標を達成することができました。引き続き、地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進むよう取り組むとともに、平成26年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画*」に基づき、社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、里親委託や施設の小規模グループケア化等に取り組む必要があります。

(4) 選択・集中プログラムの総括（4年間の取組をふまえた成果と課題）

■「緊急課題解決プロジェクト」

緊急課題解決3 命と健康を守る医療体制の確保（健康福祉部医療対策局）

医師確保対策等に総合的に取り組んだ結果、二次救急病院における勤務医師数は1,470人となり、平成27年度の目標を達成することができました。依然として課題である医師の地域偏在等の解消および看護師等の不足解消に取り組むことと合わせて、引き続き、適切な受診行動を促進することで救急医療体制の確保を図ることが必要です。

また、がん検診受診率については、その向上を図るため、県民運動としてのイベントや啓発活動の取組とあわせて、市町がん担当者会議において受診の意義の共有、受診対象者に対する個別の受診勧奨などの好事例の紹介を行った結果、乳がん37.8%、子宮頸がん54.2%、大腸がん30.0%となり、平成27年度の目標をほぼ達成することができました。引き続き、県民運動として広くがん検診の理解を深める取組を進めるとともに、市町の受診率向上の取組を支援する必要があります。

緊急課題解決5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト

（健康福祉部子ども・家庭局）

安心して子どもを産み育てられるよう、平成24年9月1日から、子ども医療費補助金について小学校6年生まで・入通院までに対象を拡大し、子育てに対する経済的支援を行いました。また、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育ちサポーター」の認証数は累計11,085人となり、平成27年度の目標を達成することができたほか、「家族の絆一行詩コンクール」や「みえの育児男子プロジェクト」などにより社会全体で子育て家庭を応援する取組が進みました。一方で、家族のあり方は多様化しており、家族の特性に応じてきめ細かに支援していく必要があります。

また、引き続き、「予期せぬ妊娠」に対する支援等を行うとともに、妊娠届出時アンケートの県内統一様式を活用して市町、医療機関との連携を深め、特定妊婦への早期支援等を行うことが必要です。

緊急課題解決6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

（健康福祉部）

三重労働局とともに「障害者雇用率改善プラン」を策定し、合同で企業への働きかけ等を実施した結果、障害者実雇用率は大きく改善され、平成27年6月1日に1.97%まで到達することができました。また、ステップアップカフェ「Cottic菜」の設置や農林水産分野における障がい者の就労の場の創出、特別支援学校における就労支援の充実などに取り組みました。県の就労支援事業により一般就労した障がい者数は増加傾向にありますが、平成27年度は348人となり、目標を達成することができませんでした。引き続き、就労の場の確保や多様な働き方の展開などの就労支援の充実に取り組むとともに、相談支援体制の整備や日中活動の場の確保に向けた取組を一層推進する必要があります。

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ*等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|------------|------|---------------------------------------|
| 進展度 * | A (進んだ) | 判断理由 | 県民指標、活動指標の目標値をすべて達成しましたので、進んだと判断しました。 |
|----------|------------|------|---------------------------------------|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

| 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
|-------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 食品検査における適合率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 1.00 |
| 目標項目の説明 | 食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合 | | | | | |

活動指標

| 基本事業 | 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
|------------------------------|-------------------------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 11301 食品の安全・安心の確保 (健康福祉部) | 自主衛生管理(HACCP手法*)導入取組施設数 | 152 施設 | 157 施設 | 162 施設 | 167 施設 | 172 施設 | 1.00 |
| | | 152 施設 | 159 施設 | 163 施設 | 168 施設 | 172 施設 | |

| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|--------------------------------|---------------------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 11302 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部) | 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率 | | 100% | 100% | 100% | 100% | 1.00 |
| | | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 498 | 304 | 222 | 238 | 219 |
| 概算人件費 | | 1,479 | 1,425 | 1,350 | 1,334 |
| (配置人員) | | (164人) | (155人) | (152人) | (153人) |

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターおよびノロウイルスによる食中毒対策や、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として食品関係施設の監視指導を実施しました(監視指導件数 15,175 件)。食品による危害発生のリスクを低減させるため、引き続き重点的な監視指導を実施する必要があります。
- ②「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品中の残留農薬や微生物等について収去検査を行い、衛生基準等に不適合があった場合は改善を指導することにより食品の安全確保を図りました(検査件数 2,289 件、不適合率 2.1%)。引き続き、これらの検査を実施し、県内流通食品の安全性を確保する必要があります。
- ③HACCP手法を導入した衛生管理プログラムからなる「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進しました(新規取組開始施設 4 施設、取組施設数 172 施設)。事業者の自主衛生管理の向上を図るため、今後も、さらに多くの事業者の取組を促進する必要があります。
- ④食品表示の適正化を図るため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品関係施設の監視指導を実施するとともに(監視指導件数 1,659 件)、平成26年度の精肉事業者に続き、菓子製造業者の自主点検を促進しました。引き続き、監視指導を実施するとともに、三重県食品衛生協会と連携し、他の業種の事業者に対しても計画的に自主点検を促進する必要があります。
- ⑤平成27年4月に施行された「食品表示法」について、三重県食品衛生協会では自主的な衛生管理活動を行っている食品衛生指導員を対象とした表示講習会を実施するとともに(講習会開催数 11 回)、講習を受講した食品衛生指導員による巡回指導時に表示制度の周知や食品表示の適正化について助言を行いました(巡回指導件数 33,946 件)。引き続き、食品表示の適正化に向けた事業者の取組を支援する必要があります。
- ⑥安全な食肉(食鳥肉)を提供するため、と畜検査(48 か月齢超の牛のBSE検査含む)・食鳥検査を全頭(羽)実施しました。引き続き、と畜検査・食鳥検査を適正に実施する必要があります。
- ⑦「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」および「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づき、県の推進体制である「三重県食の安全・安心確保推進会議」(2回)、ならびに食の安全・安心に関する施策を調査審議する「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」(1回)を開催し、行動計画の策定、年次報告書の審議を行い、県の食の安全・安心確保のための施策を総合的に推進しました。産地偽装や不適正表示、廃棄食品の不正流通等の事案が発生していることから、引き続き関係部局が連携し、総合的に取り組む必要があります。

- ⑧平成 25 年に発生した米穀の不適正流通事案をふまえた再発防止に向け、監視指導の補完的検査として、米の産地、品種の科学的検査（10 検体）を実施しました。また、米穀取扱事業者のコンプライアンス意識の向上を図るため、研修会（2 回）の開催、コンプライアンスチェックリストの配付等に取り組みました。県民の皆さんの食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復のためには、引き続き、米穀取扱事業者の法令遵守意識の向上に取り組む必要があります。
- ⑨県民の皆さんが食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深め、適切な判断や選択が行えるよう、ホームページの充実（更新 262 回）および出前トーク等（11 回）の開催、関係団体等と連携した情報発信（イベントへの出展 13 回、新聞・雑誌等への掲載 8 回、テレビ・ラジオでの広報 3 回）、県民意識調査（1 回）等に取り組みました。今後も、県民の皆さんが主体的に食の安全・安心について学べるよう、学習機会や適切な情報等を提供する必要があります。
- ⑩平成 28 年度より、国から県に移譲される農産物検査法の事務・権限について、適切に履行できるよう、事務手続き等の整備に取り組んできました。引き続き、農産物検査法の事務を適切かつ円滑に実施できるよう、整備を進める必要があります。また、米穀等の産地・品種等の証明の適正化を図るため、農産物登録検査機関に対する監視指導等を実施する必要があります。
- ⑪養鶏・養豚農場における農場 HACCP* の概念を取り入れた生産衛生管理体制の構築に向け、専門講習会への派遣や講演会の開催などにより、農場指導員の育成などに取り組んできました。その結果、育成した農場指導員の指導によりモデル農場は昨年度に比べ 2 農場増加し、養鶏が 3 農場、養豚が 1 農場となりました。引き続き、モデル農場のレベルアップを図る必要があります。
- ⑫高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、県の対策対応マニュアルの見直しを行うとともに、関係部局が連携して図上訓練等を実施しました。また、口蹄疫の初動防疫を適切に行うため、実動演習を開催し、関係者の理解を深めました。今後も、特定家畜伝染病* の防疫体制が円滑に機能するよう関係機関や関係業者、生産者との連携を強化するとともに、生産者段階における危機管理体制のさらなる強化を図る必要があります。
- ⑬農産物の安全・安心の確保のため、GAP*（農業生産工程管理）に関する情報提供や普及啓発などにより、環境に配慮した生産方式の産地への導入を推進しました。環境に配慮した生産方式に取り組む産地の割合は着実に増加しています。食品関連事業者等からのニーズをふまえ、引き続き、産地における GAP 等の導入を推進していく必要があります。
- ⑭農薬、肥料の適正な流通を確保するため、販売事業者等に対して立入検査（351 件）を実施するとともに、農薬使用者への研修会（588 回）を実施しました。引き続き、生産資材である農薬・肥料が適正に販売・使用されるように、販売事業者や生産者への監視指導、啓発活動に取り組む必要があります。
- ⑮水産物の安全・安心の確保に向け、魚病診断や水産用医薬品の残留検査などを通じて、養殖業の衛生管理を推進するとともに、貝毒検査（54 回）を実施し、安全を確認しました。水産物の安全性を確保するため、引き続き検査を実施する必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策 145：食の安全・安心の確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、社会機能が維持できています。

平成 27 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標については、感染症の集団発生事例はありませんでした。また、活動指標は、いずれも概ね目標を達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-------------|---|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 感染症の集団発生事例数 | / | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 1.00 |
| | 0 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | 0 件 | |
| 目標項目の説明 | 「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数 | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | |
|---------------------------------------|-----------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 11401 感染症 予防普及啓発の 推進 (健康福祉部) | 感染症情報システムを活用している施設の割合 | / | 100% | 100% | 100% | 100% | 0.99 |
| | | 86.7% | 95.4% | 97.5% | 99.0% | 99.6% | |
| 11402 感染症 危機管理体制の 整備 (健康福祉部) | 感染症情報化コーディネーター数(累計) | / | 130 人 | 180 人 | 230 人 | 280 人 | 1.00 |
| | | 81 人 | 128 人 | 177 人 | 241 人 | 328 人 | |

| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|--|---------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 11403 感染症 対策のための相 談・検査の推進 (健康福祉部) | HIV抗体検査 件数 | | 1,025 件 | 1,050 件 | 1,075 件 | 1,100 件 | 0.90 |
| | | 796 件 | 862 件 | 1,073 件 | 1,234 件 | 991 件 | |

(単位：百万円)

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額等 | 2,462 | 1,146 | 333 | 416 | 347 |
| 概算人件費 | | 388 | 377 | 346 | 340 |
| (配置人員) | | (43 人) | (41 人) | (39 人) | (39 人) |

平成 27 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①感染症情報システムについては、県内全ての学校等が登録するよう、関係機関と連携して取り組んだ結果、全施設（1,320 施設）の 99.6%を登録しました。今後、引き続き、全施設の登録をめざすとともにシステムの充実強化に努めていく必要があります。
- ②感染症情報化コーディネーターについては、研修会（年 6 回）を開催し、328 人養成することができました。今後は研修等を行い、さらにスキルアップを図る必要があります。また、感染症への対応を迅速かつ的確に行うことができる、より高い専門知識を持った感染症情報化コーディネーターと連携し、施設等において、感染症情報システムを活用しながら感染予防を実践的に取り組む「推進者」を育成し、地域の感染予防対策を進めていく必要があります。
- ③新型インフルエンザ等対策については、全市町で市町行動計画を策定しました。また、指定地方公共機関（19 法人 23 機関指定）が業務計画を策定できるよう研修会（1 回）を開催し、17 法人が業務計画を策定しました。さらに、市町向けに、住民接種に関する研修会（1 回）を開催し、市町における体制整備に向けた支援を行いました。今後は、引き続き、残された指定地方公共機関の計画策定支援を行うとともに、住民接種や特定接種の接種体制整備が行えるよう、市町や関係機関を支援する必要があります。
- ④社会的影響の大きい感染症については、第一種、第二種感染症指定医療機関への運営費補助を行うとともに、発生に備えて、備蓄防疫用品や感染症移送車の更新を行いました。さらに、医療機関と連携して実施訓練（2 回）や情報交換会（1 回）等を行い、体制強化を図りました。今後も引き続き、医療機関と連携した実施訓練や会議等を行うとともに、備蓄防疫用品の確保を行う必要があります。
- ⑤デング熱の国内流行が報告されたことから、国は、平成 27 年 4 月に蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針を策定しました。これを受け、平成 27 年 10 月に、三重県蚊媒介感染症対策方針を策定し、蚊の発生抑制のための啓発や研修を行うとともに、発生時の体制について整備しました。また、南米におけるジカ熱ウイルス感染症の流行も見られることから、引き続き、本対策方針に基づき、県民への啓発や関係機関との連携強化を図る必要があります。
- ⑥マダニが媒介する感染症としては、日本紅斑熱が県内で 25 件、重症熱性血小板減少症候群が県内で 2 件発生しました。これらマダニが媒介する感染症の予防啓発を行うため、各市町等へチラシを配布（105 ケ所）するとともに、県広報への掲載等を行い啓発しました。引き続き、県民や医療機関等への啓発を行う必要があります。

- ⑦結核患者が早期に発見され、的確な治療が受けることができるよう、健康診断の経費補助（補助施設数 92 施設）や治療費の助成を行いました。また、結核は集団発生すると社会的影響が大きいことから、引き続き、会議や研修会等において関係施設に感染防止を呼びかけるとともに、助成や結核病床の確保を行うなどの対策を推進する必要があります。
- ⑧早期発見が感染拡大防止に効果的であるエイズや肝炎については、保健所等において人権に配慮したエイズ検査や相談、啓発（検査 991 件、相談 203 件）、B 型・C 型肝炎検査（医療機関委託分 B 型 88 件、C 型 88 件、保健所実施分 B 型 866 件、C 型 868 件）を実施しました。エイズは、全国的に患者数が増加傾向にあることから、県民に対して引き続き検査の必要性を啓発していく必要があります。また、肝炎検査の陽性者が、確実に治療につながるような支援が必要です。
- ⑨三重県予防接種センターを設置し、市町が定期予防接種等を円滑に実施できるよう支援（予防接種センターでの接種人数 914 人、相談件数 576 件）をするとともに、医療機関での誤接種がないよう、市町と連携し、予防接種の事故防止に取り組みました。引き続き、適切な予防接種が実施されるよう、医療機関や市町等を支援していく必要があります。
- ⑩先天性風しん症候群の発生を防止するため、風しん抗体検査事業を実施しました（抗体検査者数 846 人）。今後も再流行が危惧されることから、引き続き、対策を講じていく必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策 1 4 6：感染症の予防と拡大防止対策の推進

【担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 活動指標の一部に未達成の項目があるものの、県民指標の目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|---------------------|------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------|
| 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 人口 10 万人あたりの病院勤務医師数 | 118.6 人 (22 年度) | 120.0 人 (23 年度) | 122.9 人 (24 年度) | 124.0 人 (25 年度) | 124.0 人 (26 年度) | 1.00 |
| 目標項目の説明 | 人口 10 万人あたりの県内病院に勤務する常勤換算医師数 | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | |
|--|----------------------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 12101 医療分野の人材 確保 (健康福祉部医 療対策局) | 県内の病院で後期 臨床研修を受ける 医師数 創 19 | 167 人 | 180 人 | 192 人 | 206 人 | 217 人 | 0.97 |
| | 県内看護師養成施 設卒業者の県内就 業者数 | 574 人 | 644 人 | 651 人 | 658 人 | 665 人 | 0.93 |

| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|---|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 12102 救急・へき地等 の医療の確保 (健康福祉部医 療対策局) | 救急医療情報シ ステムに参加す る時間外診療可 能医療機関数 | | 593 機関 | 618 機関 | 643 機関 | 668 機関 | 0.97 |
| | | 568 機関 | 576 機関 | 610 機関 | 634 機関 | 651 機関 | |
| 12103 医療の質の向上 (健康福祉部医 療対策局) | 医療相談件数 | | 761 件 | 767 件 | 778 件 | 778 件 | 1.00 |
| | | 755 件 | 746 件 | 804 件 | 819 件 | 881 件 | |
| 12104 県立病院による 良質で満足度の 高い医療サービ スの提供 (病院事業庁) | 県立病院患者満 足度 | | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 0.94 |
| | | 73.9% | 73.1% | 71.3% | 75.0% | 74.9% | |
| 12105 適正な医療保険 制度の確保 (健康福祉部医 療対策局) | 市町が運営する 国民健康保険の 財政健全化率 | | 37.9% (23年度) | 58.6% (24年度) | 65.5% (25年度) | 69.0% (26年度) | 0.10 |
| | | 24.1% (22年度) | 55.2% (23年度) | 62.1% (24年度) | 31.0% (25年度) | 6.9% (26年度) | |

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 67,726 | 47,753 | 48,876 | 50,308 | 52,268 |
| 概算人件費 | | 3,264 | 3,191 | 3,056 | 3,086 |
| (配置人員) | | (362人) | (347人) | (344人) | (354人) |

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着と偏在解消を進めることを目的に、平成26年度から三重専門医研修プログラムの募集を開始し、今年度も修学資金貸与者等に個別面談等を実施した結果、21名がプログラムに基づく研修を開始することとなったところであり、引き続き、プログラムの活用に向けて取り組んでいく必要があります。(創19)
- ②看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、確保対策、定着促進、資質向上、助産師確保の4本柱で取組を進めました。取組の成果を評価しつつ、さらに継続的な取組を進めていく必要があります。特に、助産師については、人口10万人あたりの就業者数が全国平均を大きく下回っていることから、総数の確保とともに、就業先の偏在是正等が求められています。(創19)
- ③医療勤務環境改善支援センターにおいて、各医療機関に対して相談支援を実施していますが、さらなる周知を図り勤務環境改善の仕組みを導入するため、「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、5つの医療機関の認証を行いました。引き続き、当該制度を運用することにより、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図っていく必要があります。

- ④これまで県ナースセンターによる再就業の斡旋や無料相談等を実施していますが、平成27年10月より免許保持者の届出が努力義務になったことから、より身近な地域で復職支援等が受けられるよう、平成27年12月に三重県ナースセンター四日市サテライトを開所し、ナースセンターの支援体制を強化しました。今後も三重県ナースセンターにおいて、引き続きハローワーク等との連携を強化するとともに、求人医療機関の情報を十分に把握するなど、きめ細かな就業斡旋を実施していくことが必要です。(創19)
- ⑤看護分野における国際的な視野を持ったリーダーの育成等を図るため、平成27年7月の知事訪英時に覚書を締結したロイヤルフリーホスピタルへの第1回看護職員海外派遣研修を実施しました。今後も県内外から医療従事者を呼び込み、県内定着につなげるため、県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制(M-MUSCLE*)協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外医療機関等との連携を進めていく必要があります。
- ⑥公立大学法人三重県立看護大学について、運営費交付金を交付するなど必要な支援を行った結果、大学は適切に運営されています。引き続き、中期計画(平成27年度~32年度)および年度計画に基づき、適切な大学運営が行えるよう自主性・自律性に配慮しつつ支援を行う必要があります。
- ⑦休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システム「医療ネットみえ」の運営、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発等を実施しました。新規開業医等に対し救急医療情報システムへの参加を働きかけた結果、時間外診療が可能な医療機関が17機関増加しました。引き続き、救急医療情報システムへの参加を働きかけていく必要があります。
- ⑧重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等に対し支援しました。ドクターヘリについては、出動回数が前年度に比べ45件増加しており、今後は、重複要請に対応できるよう他県との相互応援による広域連携体制を構築する必要があります。また、中勢伊賀地域と伊勢志摩地域でICTを活用した救急患者搬送情報共有システム「MIE-NET」を試行運用し、津地域と伊勢志摩地域では運用体制が整いました。今後、伊賀地域での運用体制の調整を進めるとともに津地域、伊勢志摩地域における運用状況を検証していく必要があります。
- ⑨安心して産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターの運営、設備整備に対し支援するとともに、新生児ドクターカー(すくすく号)の運用、「みえ子ども医療ダイヤル」による電話相談を実施しました。また、小児在宅医療の体制整備に取り組む市町等を支援しました。周産期死亡率が全国平均より高い状況にあるため、周産期母子医療センターの体制整備や新生児の救急搬送に引き続き対応していく必要があります。また、「みえ子ども医療ダイヤル」の相談件数が前年度に比べ1,112件増加しており、引き続き実施していく必要があります。小児在宅医療については、多職種による連携体制の構築に新たに2市2町が取り組みました。今後も、小児在宅医療に取り組む市町を支援していく必要があります。
- ⑩市町における在宅医療の進捗状況にばらつきがあることから、在宅医療体制の構築に概ね必要と考えられる要素をもとにした一定の枠組み(フレームワーク)の作成に取り組みました。今後、フレームワークをもとに、人づくり、体制づくり、意識づくりの3つの視点から、在宅医療の質と量の確保、多職種による連携体制の構築、地域の実情・特性に応じた在宅医療・介護の連携体制の構築に資する取組を支援していく必要があります。
- ⑪地方独立行政法人三重県立総合医療センターについて、政策医療の提供に必要な経費の交付など必要な支援を行った結果、病院は適切に運営されています。引き続き、中期計画(平成24年度~28年度)および年度計画に基づき、適切な病院運営が行えるよう自主性・自律性に配慮しつつ支援を行う必要があります。
- ⑫三重県医療安全支援センターの相談窓口において、881件の相談に対応するほか、平成27年10

月の医療事故調査制度の施行もふまえた県の医療安全対策を協議するため医療安全推進協議会を2回開催しました。引き続き相談対応を通じ、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援していくとともに、医療安全推進協議会での検討を進め、県内医療機関における医療安全体制の強化を図っていく必要があります。

- ⑬地域医療構想の策定に向けて、地域医療構想調整会議（県内8区域において各4回）において議論を行うとともに、策定状況を「三重県地域医療構想の策定に向けて」という形で整理したうえで、パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様からも意見を求めました。今後、8つの構想区域ごとの医療需要推計や病床機能報告等をもとに、引き続き地域の関係者と丁寧に議論を進め、地域の実情をふまえて地域医療構想を策定する必要があります。
- ⑭県立こころの医療センターにおいて、政策的医療や先進的医療を提供するとともに、地域生活支援を充実させるため、外来患者を対象とした訪問看護の推進やデイケアサービスを拡充させるための施設改修（設計）に取り組みました。引き続き、政策的医療等の推進や患者の地域生活を支援する取組のより一層の充実を図っていく必要があります。
- ⑮県立一志病院において、幅広い診療能力を有する家庭医（総合診療医）を中心とした医療サービスを安定的に提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりのため、保健・医療・福祉の多職種連携による事例検討会やシンポジウム等を開催しました。また、地域医療を担う人材を育成するため、研修医や看護実習生等を積極的に受け入れました。引き続き、地域ニーズをふまえた医療の推進、多職種連携の取組や人材育成機能の充実を図っていく必要があります。
- ⑯県立志摩病院において、指定管理者による運営のもと、救急受入体制を拡充するとともに、一般病棟の稼働病床数を増加（147床→177床）させるなど、診療体制の段階的な回復を図りました。引き続き、志摩地域の中核病院としての役割・機能を担っていけるよう、24時間365日の救急患者の受入れなど、さらなる診療体制の回復を図っていく必要があります。
- ⑰財政基盤が脆弱な市町国保の財政の安定化を図るため、三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、保険財政共同安定化事業を全医療費まで拡充するとともに、収納率の向上や医療費適正化に向けた市町の取組の支援を行いました。また、平成30年度の国保財政運営の都道府県化の課題を検討するため、市町国保広域化等連携会議を全市町を含めたものに再編拡充するとともに、新たに作業部会を設置しました。今後も、国と地方の協議の場での議論を注視しながら、国保運営の詳細について市町等と協議していく必要があります。

*「創番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策121：地域医療提供体制の確保

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標については、目標値には到達していないものの概ね減少傾向にあり、また、活動指標については目標値を達成している項目もあるため、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-------------------------------------|--|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------|
| 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後) | 77.4 人 (22 年) | 74.5 人 (23 年) | 71.6 人 (24 年) | 69.8 人 (25 年) | 66.0 人以下 (26 年) | 0.93 |
| 目標項目の説明 | 国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるよう年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数 | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | | |
|------------------------------------|-----------------------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|--|
| 基本事業 | 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | | |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | |
| 12201 がん予防・早期発見の推進 (健康福祉部医療対策局) | がん検診受診率 (乳がん、子宮頸がん、大腸がん) | / | 乳がん | 乳がん | 乳がん | 乳がん | 乳がん | 乳がん 1.00 子宮頸がん 1.00 大腸がん 0.86 |
| | | | 24.4% | 28.0% | 26.9% | 35.0% | | |
| | | | 子宮頸がん | 子宮頸がん | 子宮頸がん | 子宮頸がん | 子宮頸がん | |
| | | | 28.8% | 30.9% | 33.0% | 35.0% | | |
| | | | 大腸がん | 大腸がん | 大腸がん | 大腸がん | 大腸がん | |
| 24.2% | 27.9% | 29.5% | 35.0% | | | | | |
| (23 年度) | (24 年度) | (25 年度) | (26 年度) | (26 年度) | | | | |
| 乳がん | 乳がん | 乳がん | 乳がん | 乳がん | 乳がん | | | |
| 20.8% | 19.8% | 18.8% | 33.4% | 37.8% | | | | |
| 子宮頸がん | 子宮頸がん | 子宮頸がん | 子宮頸がん | 子宮頸がん | 子宮頸がん | | | |
| 26.7% | 28.3% | 30.9% | 51.6% | 54.2% | | | | |
| 大腸がん | 大腸がん | 大腸がん | 大腸がん | 大腸がん | 大腸がん | | | |
| 20.5% | 23.4% | 24.0% | 30.0% | 30.0% | | | | |
| (22 年度) | (23 年度) | (24 年度) | (25 年度) | (26 年度) | | | | |

| 活動指標 | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|------|------|------------------------------------|------------------------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| | | 12202 がん治療・予後対策の推進 (健康福祉部医療対策局) | がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計) | 557人 | 681人 673人 | 804人 783人 | 916人 875人 |

*地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診受診率の算定方法は、これまで年齢制限がありませんでしたが、平成25年度から40歳から69歳(子宮頸がんは20歳から69歳)までとされており、本県においても本算定方法により算定しています。

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 183 | 155 | 184 | 90 | 184 |
| 概算人件費 | | 36 | 37 | 36 | 35 |
| (配置人員) | | (4人) | (4人) | (4人) | (4人) |

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①がん検診の受診率向上のため、県民運動としてイベントや啓発活動を実施しました。また、市町がん担当者会議において受診の意義を共有するとともに、受診対象者に対する個別の受診勧奨などの好事例を紹介しました。今後も引き続き、県民運動として広くがん検診の理解を深める取組を進めるとともに、市町の受診率向上の取組を支援する必要があります。
- ②児童および生徒の発達段階に応じて、がんに関する正しい知識を深めるため、教育委員会等と連携して小中学校においてモデル授業を行い好評価を得ました。学校でのがん教育の本格実施に向け、引き続きがん教育の対象校の拡充に取り組む必要があります。
- ③県のがん医療提供体制の一層の充実・強化を図るため、県独自に指定するがん診療に係る医療提供体制について整理を行い、新たに県立総合医療センターを三重県がん診療連携拠点病院に指定するとともに、がん治療に携わる医療機関の施設・設備等の充実を図りました。今後も地域バランスを考慮しながらがん診療にかかる医療機関の整備を進めるとともに、がん治療に携わる医療機関の施設・設備等の充実を図ることが必要です。
- ④平成28年1月の全国がん登録の開始に向けて、医療機関向けの研修等を実施するとともに、法的に届出義務がある病院に加え、162の届出対象診療所の指定を行いました。がん登録実務者研修等を通じてがん登録の精度の向上に努めるとともに、科学的根拠に基づく効果的ながん対策を推進するため、市町および医療機関等に対して集計結果等を提供していく必要があります。
- ⑤緩和ケアの質の向上を図るため、がん診療に携わる医師・看護師等を対象に緩和ケアの基本的な知識・技能を習得するための研修会を実施し、220名(受講者累計1,095名)の医師が研修を修了しました。また、がんと診断された時からの緩和ケアの有用性等、緩和ケアに対する正しい知識の普及啓発を実施しました。今後も、緩和ケア体制の充実のため、国が指定するがん診療連携拠点病院や県独自で指定する三重県がん診療連携拠点病院等を中心に、研修受講を積極的に働きかけていくとともに、広く県民に対し、緩和ケアについての正しい知識の普及に努めていく必要があります。
- ⑥がん患者の就労相談を実施するとともに、全国健康保険協会三重支部の加入事業所に対しがん経験者の体験を伝えるセミナーを開催し、職場での就労支援の必要性について理解を深めました。今後も県内の事業所を対象として、がんに対する正しい知識の普及を行い、がん患者の治療と仕事の両立について理解を促進していく必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策123：がん対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、県民一人ひとりに、適正な生活習慣が身につくことにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気のと きも、適切な治療や支援を受けています。

平成27年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携してこころと身体 の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標については目標値をほぼ達成しており、また、活動指標についても1項目を除きいずれも目標値を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-------------|---|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------|
| 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 健康寿命 | | 男 77.4 歳 女 80.7 歳 (23 年) | 男 77.6 歳 女 81.0 歳 (24 年) | 男 77.8 歳 女 81.2 歳 (25 年) | 男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年) | 男 0.99 女 0.99 |
| | 男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年) | 男 77.1 歳 女 80.1 歳 (23 年) | 男 77.4 歳 女 80.2 歳 (24 年) | 男 77.4 歳 女 80.3 歳 (25 年) | 男 78.0 歳 女 80.7 歳 (26 年) | |
| 目標項目 の説明 | 国が定めた国民健康づくり運動「健康日本21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間 | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | |
|----------------------------------|-------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 12301 健康づくり活動の推進 (健康福祉部医療対策局) | 8020 運動推進員数 | | 249 人 | 276 人 | 305 人 | 330 人 | 1.00 |
| | | 222 人 | 225 人 | 279 人 | 306 人 | 331 人 | |

| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|-------------------------------------|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 12302 こころの健康づくりの推進 (健康福祉部医療対策局) | 自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数 | | 7地域 | 9地域 | 9地域 | 9地域 | 1.00 |
| | | 6地域 | 9地域 | 9地域 | 9地域 | 9地域 | |
| 12303 生活習慣病・難病対策の推進 (健康福祉部医療対策局) | 特定健康診査受診率 | | 43.2% (23年度) | 47.1% (24年度) | 49.8% (25年度) | 55.0% (26年度) | 0.89 |
| | | 39.2% (22年度) | 41.1% (23年度) | 44.6% (24年度) | 47.5% (25年度) | 49.0% (26年度) | |

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 2,667 | 2,735 | 2,760 | 2,710 | 2,823 |
| 概算人件費 | | 370 | 487 | 453 | 471 |
| (配置人員) | | (41人) | (53人) | (51人) | (54人) |

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①ソーシャルキャピタル*を活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、市町職員や健康づくりに関する関係職員、大学関係者等が参加する「地域の健康づくり研究会」を開催し、地域活動支援の方策についての知識を深めました。今後も幅広い職種の参加を呼び掛け情報交換を行うとともに、先駆的な取組が行われるよう、県内外の活動事例についての情報提供を行っていく必要があります。
- ②健康づくりの協定を締結した全国健康保険協会三重支部をはじめ、各関係機関の協力を得て、健康づくりフェア等で特定健診受診率向上に向けた普及啓発を行いました。引き続き、広く県民への普及啓発を実施するとともに、国民健康保険加入者で検診率の低い、「働く世代」への取組を強化する必要があります。
- ③健康づくり応援の店での健康情報の発信、企業と連携した減塩メニューの提供、栄養士会と連携した栄養相談会の開催、医療機関と連携した糖尿病や慢性腎臓病に関する県民公開講座の開催等、幅広い年代に適切な食生活の啓発を行いました。生活習慣病予防や重症化予防は、県民が健康的な生活を維持するために重要な課題であることから、引き続き様々な主体と連携し、普及啓発を行っていく必要があります。
- ④「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、関係機関・団体等との連携により、フッ化物洗口や歯科保健指導、歯科検診事業等の取組を支援するとともに、介護施設職員に対する専門的口腔ケア講習を実施する等、各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策を推進しました。また、医科歯科連携に基づく歯科医師の資質向上研修を実施したほか、障がい者（児）診療においては、1,532件の診療実績がありました。今後も、フッ化物洗口の普及拡大や障がい者（児）歯科診療の充実を図るとともに、在宅における歯科医療ニーズに対応するため、地域口腔ケアステーション体制の機能強化を図る必要があります。

- ⑤第2次三重県自殺対策行動計画に基づき、県民に対する普及啓発を実施するとともに、三重県自殺対策情報センターを中心に自殺予防に資する人材の育成や相談、地域における自殺・うつ対策のネットワーク組織を活用した若年層や自殺未遂者等の対象を明確にした対策に取り組みました。自殺は、失業、多重債務等の社会的要因や健康問題などの個人的な要因が複雑に関係していることから、関係機関や民間団体と連携して、総合的な自殺対策を推進していくことが必要です。
- ⑥難病対策の新制度が平成27年1月から施行され、約14,300人に医療受給者証を交付するとともに、難病の治療等を行う「指定医療機関」を約1,900機関、診断書を記載することができる「指定医」を約1,950名指定しました。難病患者が良質で適切な医療が受けられるよう、医療機関や関係機関・団体等と連携して医療提供体制の確保や療養生活環境の整備を図るとともに、難病患者に対する相談の中心となる三重県難病相談・支援センターの機能の充実が必要です。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策124：こころと身体健康対策の推進

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体との連携により、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組んでいます。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。

平成 27 年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|------------|------|--|
| 進展度 * | A (進んだ) | 判断理由 | 県民指標および全ての活動指標について、目標値を達成することができたことから「進んだ」と判断しました。 |
|----------|------------|------|--|

【* 進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|--------------------|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 薬物乱用防止講習会の参加者数（累計） | / | 245,200 人 | 295,200 人 | 345,200 人 | 395,200 人 | 1.00 |
| | 204,790 人 | 264,566 人 | 326,721 人 | 388,992 人 | 451,744 人 | |
| 目標項目の説明 | 県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数 | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | |
|-------------------------------|-------------------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 13401 薬物乱用防止対策の推進（健康福祉部） | 薬物乱用防止事業の協力者数 | / | 2,981 人 | 3,052 人 | 3,123 人 | 3,194 人 | 1.00 |
| | | 2,933 人 | 3,014 人 | 3,102 人 | 3,761 人 | 3,876 人 | |
| 13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保（健康福祉部） | 医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合 | / | 0% | 0% | 0% | 0% | 1.00 |
| | | 0% | 0% | 0% | 7.0% | 0% | |

| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|---------------------------------|----------------------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 13403 生活衛生営業の衛生水準の確保 (健康福祉部) | 生活衛生営業施設における健康被害発生件数 | | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1.00 |
| | | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | |
| 13404 人と動物との共生環境づくり (健康福祉部) | 犬・猫の引取り数 | | 3,351頭 | 3,285頭以下 | 3,285頭以下 | 3,285頭以下 | 1.00 |
| | | 3,373頭 | 3,249頭 | 2,162頭 | 1,411頭 | 1,429頭 | |

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 164 | 156 | 165 | 180 | 202 |
| 概算人件費 | | 361 | 368 | 373 | 392 |
| (配置人員) | | (40人) | (40人) | (42人) | (45人) |

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「平成27年度三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して、薬物乱用防止のための啓発（街頭啓発51回）、立入検査（医療用麻薬等取扱い施設の立入検査1,537施設）、再乱用防止対策（薬物依存者等の相談応需34件、薬物依存者の家族教室の開催5回）に取り組みました。今後も引き続き、関係機関と連携して、薬物乱用対策に取り組む必要があります。
- ②東海北陸厚生局、県警察本部等の関係機関と連携した取組により、県内の危険ドラッグ販売店舗は無くなりました。さらに、危険ドラッグの乱用対策を強化するため、「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定しました。今後も引き続き、条例に基づき、危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止に取り組む必要があります。
- ③医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を実施（2,697施設）し、医薬品等の検査を実施した結果、全ての製品が検査に適合しました。また、医薬品等の適正使用のため、くすりの相談テレホン（相談4,159件）により県民に対して医薬品等の副作用や服用方法などの情報を提供しました。今後も引き続き、医薬品等の安全確保や適正使用のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行うとともに、県民に対して情報提供を行う必要があります。
- ④薬局・薬剤師の在宅医療への参画を促進するため、地域の薬局が共同利用できる無菌調剤室の整備（鈴鹿地域1施設）や医療材料等の薬局間ネットワーク供給システムの構築（伊賀地域1施設）を進めるとともに、訪問薬剤管理指導に取り組む薬局薬剤師への研修会（四日市地域で11回）や無菌調剤技術習得のための薬局薬剤師への研修会（3回）を開催しました。また、大学訪問や薬学部学生向け就職情報誌の作成などにより薬局・病院の薬剤師の確保支援を行いました。薬剤師が期待される職能を発揮し、薬局は地域包括ケアシステムを構成する施設として重要な役割を担う必要があることから、今後も引き続き、在宅医療への薬局・薬剤師の参画の推進に係る取組や薬剤師の確保支援を行う必要があります。
- ⑤ヤングミドナサポーター（704名）や三重県学生献血推進連盟「みえっち」等の若年層と連携した

献血啓発（街頭献血ページェント 33 回）の実施や血液センター等と連携した県内の高等学校に対する献血セミナー（51 回）の開催により、高校への献血バスの導入数（12 校）も増加し、多くの若年層に献血思想を普及することができました。将来にわたって献血協力者を確保するため、今後も引き続き、若年層に対する献血啓発に取り組む必要があります。

- ⑥生活衛生営業施設に対し監視指導を行うとともに、レジオネラ菌による健康被害の発生を防止するため、公衆浴場における自主衛生管理を促進（公衆浴場の自主衛生管理定着率 93%）しました。県民が安心して生活衛生営業施設を利用できるよう、引き続き、監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設の自主的な衛生管理の推進を図る必要があります。
- ⑦「第 2 次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、獣医師会やボランティア団体等との連携体制を強化し、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導などの犬・猫の引取り数を減らす取組や譲渡事業（犬譲渡数 195 頭、猫譲渡 278 匹、動物愛護教室等参加者 3,183 名）を行うとともに、災害に備えたペット対策に取り組みました。平成 35 年度までに犬・猫の殺処分がなくなることをめざし、引き続き、関係団体と連携し、これらの取組を推進する必要があります。
- ⑧動物愛護管理事業の推進に必要な犬・猫の譲渡や診療等の機能を備えた三重県動物愛護推進センター（仮称）の整備のための設計等を行いました。今後は、三重県動物愛護推進センター（仮称）を計画どおり開所し、動物愛護管理事業を推進していく必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策 1 4 4：薬物乱用防止と動物愛護の推進等

【担当当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じて介護サービス等が継続的に提供され、地域住民等による地域における見守りなどが行われることで、高齢者が地域で自立し、安心して暮らせるとともに、生きがいを持って「支え合いの地域社会」の担い手として活動しています。

平成 27 年度末での到達目標

施設への入所申込を行っている高齢者が多い中、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者のための介護基盤の整備が進むとともに、地域包括ケア*の取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標である「介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数」は9月1日時点で1,495人となり目標は達成できませんでしたが、その中には入所の順番になっても入所を断った方が614人、入所準備中の方が285人存在するため、実質的な待機者は596人となり、平成26年度から約3割、267人減少するとともに、平成27年度中に新たに249床が完成し、待機者はさらに減少することが確実であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|----------------------------|--|--------------------|--------------------|----------------|--------------|------------|
| 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数 | 2,123人 (1,534人) | 1,572人 (1,327人) | 1,097人 (1,131人) | 786人 (863人) | 0人 (596人) | 0.00 |
| 目標項目の説明 | 県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数 | | | | | |

*実績値の（）内の数値は、入所を断った方や手続き中の方を除いた、実質的な待機者数となっています。

| 活動指標 | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|--------------------------------|------------------------------------|---|-------------------|--|------------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| | | 14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 (健康福祉部) | 主任ケアマネジャー登録数 | | 636人 | 706人 | 776人 |
| | | 566人 | 656人 | 741人 | 825人 | 942人 | |
| 14102 介護基盤の整備促進 (健康福祉部) | 特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計) | | 14,227床 | 14,837床 | 15,436床 | 16,497床 | 0.11 |
| | | | 13,477床 | 14,027床 | 14,396床 | 15,165床 | |
| 14103 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部) | 認知症サポーター数(累計) | | 63,000人 (23年度) | 87,500人 | (達成済) | 87,500人 | 1.00 |
| | | | 49,385人 (22年度) | 65,525人 (23年度) 79,983人 (24年度) | 94,762人 | 108,069人 | |
| 14104 高齢者の社会参加環境づくり (健康福祉部) | 地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数 | | 741人 | 893人 | 930人 | 930人 | 1.00 |
| | | | 678人 | 874人 | 1,598人 | 1,647人 | |

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 25,055 | 25,587 | 23,528 | 25,684 | 25,326 |
| 概算人件費 | | 325 | 313 | 311 | 305 |
| (配置人員) | | (36人) | (34人) | (35人) | (35人) |

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①平成27年度からスタートした「第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画」(平成27～29年度)に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しました。高齢化の進行に対応するため、今後も引き続き、計画に基づき取り組んでいくことが必要です。
- ②介護サービスの向上を図るため、ケアマネジャーの資質向上に向けた研修(参加者1,803名)や、要介護認定の一層の適正化に向けた認定調査員等の研修(参加者1,522名)、介護従事者を対象とした資質向上のための研修(参加者241名)を実施しました。質の高いサービスが提供されるよう、今後も引き続き、介護従事者の人材育成、資質向上が必要です。
- ③「第6期三重県介護保険事業支援計画」に基づき、特別養護老人ホーム(290床。前年度からの繰越分を含む。)の整備を進めました。整備にあたっては、事業者向けの説明会を開催し、各種相談に応じるなど、整備促進を図りましたが、介護従事者の確保や介護報酬の動向など、経営環境が見通せないこともあり、計画どおりの進捗には至りませんでした。介護サービス基盤の整備について、引き続き市町との十分な調整が必要です。(創19)
- ④地域医療介護総合確保基金事業による地域密着型介護サービス施設の整備(6施設)や既存の特別

養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護対策（3施設）、施設内保育施設の整備（1施設）を進めました。

重度の要介護者や認知症の方が、住み慣れた地域できめ細かなサービスを受けられるよう、地域に応じた介護サービス提供体制の整備を支援しました。重度の要介護者や認知症の方の増加が見込まれる中、地域密着型サービスのさらなる充実が必要です。

- ⑤地域包括ケアの取組が進むよう、地域包括支援センター*職員等を対象とした研修等（参加者 183名）を実施するとともに、困難事例等を多職種で検討する地域ケア会議*にアドバイザーを派遣（延べ 21名）することで、地域包括支援センターの機能強化を支援しました。高齢化が進行する中、さらなる地域包括ケアの取組の充実が必要です。
- ⑥医療と介護の連携を推進するために、医療・介護の多職種を対象とした研修会（参加者 59名）を開催し、情報交換や意見交換を行い、ネットワークの構築等に取り組みました。平成 27 年度は 23 の市町が在宅医療・介護連携の取組を実施しました。平成 30 年度には、全ての市町において在宅医療・介護連携の取組が実施されるよう、市町を支援する必要があります。
- ⑦市町担当者や地域包括支援センター職員、介護従事者を対象とした介護予防に関する研修会（参加者 517名）を開催しました。また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業*（新しい総合事業）導入に伴う検討会（10市町参加）を開催し、現状や課題の整理を行うことで、市町の新しい総合事業への移行を支援した結果、平成 27 年度は 3市町が新しい総合事業に移行しました。平成 29 年度には、全ての市町が円滑に新しい総合事業に移行できるよう、市町を支援する必要があります。
- ⑧高齢者虐待への対応が適切に行われるよう、市町や地域包括支援センター職員を対象とした研修（参加者 410名）を実施するとともに、平成 27 年度から有料老人ホーム職員等を対象とした研修（参加者 147名）を実施しました。また、弁護士等の専門家と県との協力により設置している「障がい者・高齢者虐待防止チーム」により、虐待の対応にあたる市町を支援しました。高齢者虐待は依然として発生していることから、引き続き高齢者虐待の防止や成年後見などの高齢者の権利擁護の取組が必要です。
- ⑨認知症の早期発見・早期対応に向け、「認知症疾患医療センター」の運営を補助するとともに、認知症サポート医の養成（18名）やかかりつけ医等を対象とした認知症対応力向上研修（参加者 141名）を実施しました。また、認知症コールセンターを引き続き設置するとともに、認知症サポーターを養成することにより、認知症の相談・支援体制の充実を図りました。認知症高齢者が増加傾向にある中、引き続き早期の段階からの適切な診断と対応のための体制づくり、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要です。
- ⑩元気な高齢者が生活支援の担い手となるように、地域シニアリーダー養成研修（29団体養成）を実施するとともに、老人クラブ（1,743クラブ）に対して活動費の助成を行いました。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ県選手団（128人）を派遣しました。一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加する中、ゴミ出し等の生活支援サービスの必要性が高まっていることから、元気な高齢者を生活支援の担い手として養成する必要があります。

*「創番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策 1 2 2：介護の基盤整備と人材の育成・確保

施策 1 3 2：支え合いの福祉社会づくり

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成 27 年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標の目標を達成するとともに、活動指標の半数以上で目標を達成しており、障がい者の自立と共生に向けた取組が進んでいることから「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

| 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
|-------------------------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計） | 1,122 人 | 1,203 人 1,233 人 | 1,294 人 1,320 人 | 1,385 人 1,410 人 | 1,476 人 1,508 人 | 1.00 |
| 目標項目の説明 | グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数 | | | | | |

活動指標

| 基本事業 | 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
|---------------------------------|-----------------------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進（健康福祉部） | 障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数 | 4,622 人 | 4,838 人 5,622 人 | 5,438 人 6,227 人 | 5,438 人 6,775 人 | 5,438 人 7,088 人 (2 月末) | 1.00 |
| 14202 障がい者福祉サービスの充実（健康福祉部） | 雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数 | 75 人 | 80 人 80 人 | 85 人 76 人 | 90 人 114 人 | 95 人 99 人 | 1.00 |

| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|---------------------------------|------------------------------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 14203 障がい者の相談支援体制の整備 (健康福祉部) | 総合相談支援センターへの登録者数 | | 5,520人 | 5,740人 | 5,960人 | 6,180人 | 1.00 |
| | | 5,299人 | 5,315人 | 4,986人 | 5,644人 | 6,291人 | |
| 14204 精神障がい者の保健医療の確保 (健康福祉部) | 社会的入院から地域移行した精神障がい者数 (累計) | | 410人 | 460人 | 510人 | 560人 | 0.15 |
| | | 372人 | 418人 | 440人 | 458人 | 473人 | |
| 14205 障がい者の社会参加環境づくり (健康福祉部) | 県障がい者スポーツ大会参加者数 | | 1,450人 | 1,500人 | 1,550人 | 1,600人 | 0.95 |
| | | 1,303人 | 1,300人 | 1,501人 | 1,562人 | 1,520人 | |

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 15,188 | 13,999 | 15,011 | 15,302 | 15,312 |
| 概算人件費 | | 766 | 717 | 693 | 654 |
| (配置人員) | | (85人) | (78人) | (78人) | (75人) |

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①平成27年3月に改定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(平成27～29年度)の初年度の取組として、地域移行や医療的ケア等に係る具体的な対応策について検討を進めました。PDCAサイクルによりプランの進行管理を的確に行うとともに、諸課題の検討結果に基づく対応策について、より具体的に進めていく必要があります。
- ②新たにグループホームを2か所整備するとともに、日中活動の場の確保、充実を図りました。障がいの重度化や親なき後も見据え、安心して地域生活を送るために、必要な受け皿や障害福祉サービスを早急に整えていく必要があります。
- ③県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している過齢児の地域移行に取り組みました。入所が継続している過齢児への対応とともに、児童福祉法の改正をふまえ、福祉型障害児入所施設のあり方について合意形成を図り、必要な施策を実施していく必要があります。
- ④強度行動障がい支援者養成研修を実施し、地域で支援を行う人材を育成しました。強度行動障がいのある知的障がい者の地域生活を支援し、重度訪問介護を適切に行えるよう、人材育成を継続する必要があります。
- ⑤たん吸引等の医療的ケアを行う介護職員の養成や短期入所事業所の整備促進など、障害福祉サービスの充実を支援しました。医療的ケアが必要な障がい者やその家族が地域で安心して暮らせる環境を整えるため、医療的ケアができる人材の育成やショートスティ等の受入体制づくりなど、福祉と医療の連携を推進する必要があります。
- ⑥災害発生時のこころのケア研修を実施し、対応方法の確認や職員の意識づけを図るとともに、精神科病院と県が災害等の被災地域で精神科医療等の支援を行う三重DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣協定を締結しました。災害発生時における精神保健医療の機能低下に対する迅速、適切

な対応方法を検討していく必要があります。

- ⑦「共同受注窓口*」において、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行った結果、平成 26 年度の実績を上回る 57,815 千円（3 月時点での見込み、確定は 5 月末の予定）の取扱高となりました。市町や民間企業などへの営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。
- ⑧障害者優先調達推進法に基づく平成 27 年度調達方針の中で平成 26 年度を上回る調達目標額を設定し、優先調達の拡大を進めた結果、障害者就労施設等への発注額は 82,070 千円（1 月時点での見込み、確定は 6 月の予定）となりました。今後も、調達内容の多様化に努めるとともに、市町の優先調達の取組を促していく必要があります。
- ⑨平成 26 年度に創設された 3 か所の「社会的事業所*」に加え、新たに 1 か所が創設され、障がい者の働く場が拡充しました（26 人（3 月末時点））。引き続き、安定的な運営を支援するとともに、社会的事業所を増やしていく必要があります。
- ⑩国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即して、三重県職員等対応要領を策定し、職員への浸透を図るとともに、様々な機会をとらえて普及・啓発活動を行いました。障がいを理由とする差別の解消を図るための相談体制の整備や「三重県障がい者差別解消支援協議会（仮称）」の設置・運営など、「障害者差別解消法」施行後の取組を的確に進めていく必要があります。
- ⑪相談事業により、障がい者が安心して地域で暮らしていくことを支援しました。引き続き、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいおよび重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施するとともに、効果的な相談支援体制について見直しを進めていく必要があります。
- ⑫サービス等利用計画について、効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成研修を進め、おおむねサービス利用者に係る計画作成が完了しました。今後は、モニタリング時等においてサービス等利用計画の質の向上を図る必要があります。
- ⑬障がい者の虐待防止と虐待対応に関する研修を実施し、関係者の意識の醸成を行うとともに、専門家チームによる事例検討の結果を事例集としてまとめました。今後は、事例検討の結果等を市町や関係機関と共有し、専門性と対応力の向上を図ることが必要です。
- ⑭精神科病院と関係機関等が連携してアウトリーチ*を実施し、精神障がい者が地域で継続して生活できる環境整備を進めました。また、安心した生活を支えるため、輪番制による精神科救急医療体制を確保するとともに、電話による 24 時間精神科医療相談を実施しました。今後は、アウトリーチの実施圏域の拡大など、精神障がい者やその家族が、安心して医療などを受けられる体制を充実していく必要があります。
- ⑮アルコール関連問題について、県民への普及啓発に努めるとともに、内科医や産業医を対象にした研修を実施しました。今後は、より一層身近なところで受診できるよう、指定医療機関の増加に取り組み、アルコール依存症および多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組を進める必要があります。また、「アルコール健康障害対策基本法」に基づく県の推進計画を策定し、アルコール健康障害対策を総合的、計画的に推進していく必要があります。
- ⑯平成 33 年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、競技団体の結成支援を行ったところ、新たに障がい者スポーツ競技団体 2 チーム（知的障がい者バスケットボール女子、知的障がい者バレーボール女子）が結成され、全ての競技団体の結成ができました。今後は、全国障害者スポーツ大会の準備委員会の設置や基本計画の策定等を進めるとともに、選手の育成や各競技団体の競技力の強化、指導員や審判員の養成など障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組む必要があります。
- ⑰平成 27 年 12 月に伊勢市で開催した「障がい者芸術文化祭」においては、出展者の創作意欲を高めるよう、新たな賞（地元開催市長賞）を設けるとともに、効果的な広報や展示作品の確保など開催市と連携した取組を進めた結果、多くの展示、発表があり、入場者数も増加しました。また、文化

祭終了後も、県民ホールで受賞作品と地元書道家の作品を展示する企画展を行いました。引き続き、展示作品等や入場者数の増加に努め、障がい者の社会参加を促進していくことが必要です。

⑩点字図書や字幕映像ライブラリーの製作・貸出、点訳奉仕員や手話通訳者等の養成、生活相談や生活訓練の実施により、視覚障がい者・聴覚障がい者の社会参加と自立支援を進めました。今後、障がいの種類・程度などのニーズに応じた支援を一層進めていく必要があります。

手話による意思疎通を一層進めるための法律の制定等が求められている中、県議会において、三重県手話言語に関する条例検討会が設置され、条例制定に向けて検討が進められました。今後は、条例の制定等の動きもふまえ、手話言語の普及啓発等に取り組む必要があります。

また、災害時における聴覚障がいに係る避難行動要支援者の支援に関する協定を、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町に加えて、新たに鳥羽市、尾鷲市、紀北町と締結し、市町が作成する避難行動要支援者名簿を、平常時から県（聴覚障害者支援センター）へ提供できるようにしました。今後も、他の市町へ取組を拡大していく必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策131：障がい者の自立と共生

施策242：地域スポーツと障がい者スポーツの推進

【担当当局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

平成 27 年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標の目標を達成するとともに、活動指標の目標についても平均 85%以上達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-----------------------|---------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------|
| 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 福祉サービス 利用援助を活用する人数 | 1,026 人 | 1,150 人 1,149 人 | 1,250 人 1,248 人 | 1,350 人 1,426 人 | 1,450 人 1,585 人 | 1.00 |
| 目標項目 の説明 | 三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数 | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | |
|---------------------------------|---------------|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 14301 地域福祉活動と権利擁護の推進 (健康福祉部) | 民生委員・児童委員活動件数 | 519,755 件 | 530,000 件 545,951 件 | 541,000 件 518,526 件 | 551,000 件 535,175 件 | 562,000 件 520,127 件 (速報値) | 0.93 |
| | | 25.6% | 22.6% | 20.4% | 17.3% | 14.3% | |
| 14302 福祉分野の人材確保・養成 (健康福祉部) | 介護関係職の求人充足率 | 25.6% | 29.2% 22.6% | 32.8% 20.4% | 36.4% 17.3% | 40.0% 14.3% | 0.36 |
| | | | | | | | |

| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 目標達成 状況 |
|--|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 14303 福祉サービスの適正な確保 (健康福祉部) | 適正な運営を行っている社会福祉法人の割合 | | 79.0% | 79.5% | 80.0% | 80.5% | 1.00 (見込) |
| | | 78.6% | 79.3% | 79.8% | 80.4% | 80.5% (見込) | |
| 14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進 (健康福祉部) | さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数 | | 45件 | 70件 | 95件 | 120件 | 1.00 |
| | | 22件 | 51件 | 86件 | 106件 | 127件 | |
| 14305 生活困窮者の生活保障と自立支援 (健康福祉部) | 生活困窮者等の就労・増収達成率 | | 50.0% (23年度) | 50.0% (24年度) | 50.0% (25年度) | 50.0% (26年度) | 1.00 |
| | | 41.9% (22年度) | 44.2% (23年度) | 42.2% (24年度) | 47.0% (25年度) | 51.3% (26年度) | |
| 14306 戦傷病者等の支援 (健康福祉部) | 戦傷病者等の支援事業への参加者数 | | 1,145人 | 1,145人 | 1,145人 | 1,145人 | 1.00 |
| | | 1,122人 | 1,096人 | 1,093人 | 1,095人 | 1,483人 | |

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 4,700 | 4,638 | 4,877 | 4,413 | 4,818 |
| 概算人件費 | | 514 | 487 | 462 | 453 |
| (配置人員) | | (57人) | (53人) | (52人) | (52人) |

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの適切な利用や日常生活における金銭管理を支援する取組を行いました。当事業の利用者は年々増加し、1,585人となりました。今後も利用者の増加が見込まれることから、引き続き、専門員の適切な配置を確保するなど実施体制を整備する必要があります。
- ②地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員に対し、研修を実施するなど、その活動を支援しました。地域においてさまざまな課題を抱える人が増加する中、引き続き、住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を支援していく必要があります。
- ③県福祉人材センターにおいて無料職業紹介、マッチング支援、就職フェア、職場体験等を実施するとともに、新たな取組として、地域医療介護総合確保基金などを活用し、潜在介護福祉士等の再就業の促進や地域の高齢者が介護職場で働ける環境整備の取組などを実施しました。その結果、県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保事業により、521人の就職が決定(内定)しました。介護保険施設等の施設整備が進められる中で、依然として介護人材の確保が困難な状況が続いており、引き続き、福祉・介護人材の確保の取組を進める必要があります。
- ④社会福祉法人の指導監査については、県と市との連絡会議や研修会等の開催により、市との連携を密にして実施するとともに、介護保険・障害福祉サービス事業者への指導監査についても、適切に

実施しました。引き続き市と連携して法人の指導監査にあたるとともに、今後は増大する事業所に対応する効率的な監査手法の検討が必要です。

- ⑤さまざまな主体との連携により、ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業や企業等への研修、「三重おもいやり駐車場利用証制度」普及啓発キャンペーン、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼等を実施しました。また、妊産婦や子育て中の方への配慮や支援を強化するため、妊産婦等の「おもいやり駐車場利用証」の有効期間を拡大しました。引き続き、ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を県民の皆さんが理解し行動していただくため、おもいやり駐車場の普及啓発やユニバーサルデザインのまちづくりについての学習機会の提供を行う必要があります。
- ⑥各福祉事務所に対して生活保護の指導監査を実施し、保護の適正実施を指導しました。また、保護受給者に対してハローワーク等との連携により就労指導を実施したところ、就職、増収等の成果が着実に得られています。今後も、保護を必要とする方には確実に保護を適用することを前提としつつ、保護開始後には早期自立が図られるよう、切れ目のない支援を行っていく必要があります。
- ⑦生活困窮者自立支援法の施行初年度であることから、制度の普及啓発に努め、相談支援体制等の整備を進めてきたところ、全県で4,149件の相談があり、相談者の状況に応じた支援を行いました。また、生活困窮家庭の子どもに対して学習支援を行い、志望校への進学を支援しました。今後とも、生活困窮者の発見から支援に至るあらゆるプロセスにおいて、関係機関との連携を深め、相談者個々の状況や地域の実情に応じた支援を展開していく必要があります。
- ⑧平成27年は戦後70周年という節目の年にあたるため、戦争の悲惨さや平和の尊さを、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに考えていただく機会として、関係部局や民間団体等と連携して、戦後70周年記念事業を実施しました。その結果、県戦没者追悼式では、遺族のほか多くの県民の方の参加をいただくとともに、19名の子どもが献花を行いました。また、全国戦没者追悼式には、12名の子どもも代表団を派遣するなど若い世代の参加につながりました。引き続き、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承するため、若い世代の参加を促していく必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策122：介護の基盤整備と人材の育成・確保

施策132：支え合いの福祉社会づくり

【担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

子ども自身の持つ力を育み伸ばそうとする「子どもの育ちを支える視点」が社会全体で共有され、子どもを見守り、豊かに育てることのできる家庭・地域づくりが進んでいます。

平成27年度末での到達目標

「三重県子ども条例」の普及啓発、条例に基づく取組の推進などを通じて、大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深めるとともに相互に連携し、子どもへの体験・交流機会の提供、有害環境からの保護などに自発的に取り組んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標については目標を達成できませんでしたが、キッズモニターや青少年健全育成など子どもの育ちを支える取組については一定の成果があったほか、「みえ子どもスマイルプラン」に基づき、男性の育児参画や出逢い支援など新たに加わった少子化対策の取組も着実に進んだことから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|----------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|------------|
| 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 「三重県子ども条例」の認知度 | 35.0% | 50.0% 35.5% | 60.0% 41.8% | 70.0% 43.0% | 100.0% 32.4% | 0.32 |
| 目標項目の説明 | 「三重県子ども条例」を知っている県民の割合 | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | |
|-------------------------------------|---------------|------|------------|------------|--------------|-------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 23101 子ども条例の普及と推進 (健康福祉部子ども・家庭局) | キッズ・モニター活用事業数 | 7事業 | 8事業 8事業 | 9事業 9事業 | 10事業 10事業 | 10事業 9事業 | 0.90 |

| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|--|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 23102 家庭 力・地域力の向 上支援 (健康福祉部 子ども・家庭局) | 「みえ次世代育 成応援ネットワ ーク」 会員数(累計) | | 1,155 会員 | 1,270 会員 | 1,385 会員 | 1,500 会員 | 0.79 |
| | | 1,048 会員 | 1,124 会員 | 1,228 会員 | 1,325 会員 | 1,463 会員 | |
| 23103 子ども の保護対策の推 進 (健康福祉部 子ども・家庭局) | 子どもの利用の 多い店舗のうち 青少年健全育成 協力店の割合 | | 92.5% | 95.0% | 97.5% | 100% | 0.99 |
| | | 90.0% | 92.7% | 95.0% | 95.6% | 99.9% | |

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 245 | 72 | 63 | 96 | 293 |
| 概算人件費 | | 126 | 110 | 124 | 139 |
| (配置人員) | | (14人) | (12人) | (14人) | (16人) |

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、三重県少子化対策推進県民会議とも連携して少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策に取り組み、また、「みえ・たい³(たいキューブ)・スイッチ*」関連イベントや「みえの少子化対策を考えるフューチャーセンター事業」を実施するなどにより、少子化対策を進めるための機運の醸成を図りました。「みえの子ども白書 2016」を作成するにあたり実施したアンケート調査では、少子化の現状に危機感を感じている人が86.1%であったことから、引き続き少子化対策を進めるための機運の醸成を図る必要があります。
- ②少子化対策市町創意工夫支援交付金等により、市町の取組に対して財政的な援助を行い、県内各地で結婚支援や子育て支援に対する取組が進みました。引き続き、市町の取組に対する支援を行う必要があります。
- ③県内2,000社の中小企業を対象に企業子宝率調査を行い、子育てに優しい取組を行っている企業を表彰するとともに、取組を紹介する冊子を作成し、企業等に配布しました。引き続き、子育てに優しい企業の「見える化」を図り、水平展開を図る必要があります。
- ④企業の若手従業員に対して妊娠や出産等に関する医学的に正しい知識の普及を図るため、ライフプラン教育アドバイザーを派遣しました。まだまだ若い世代における知識の普及が進んでいないと考えられることから引き続き、取組を進める必要があります。
- ⑤「みえの育児男子プロジェクト*」として、「第2回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」や「みえの育児男子倶楽部」の実施をはじめ、男性の育児参画の必要性等を普及するさまざまな取組を実施しました。若い世代の約半数が「父親も育児に積極的に参加すべき」と考えているという調査結果があり、引き続き企業の経営者等に対し「イクボス*」の推進をはじめとする機運醸成や環境づくりを進める必要があります。(創11)

県内の保育所、幼稚園等を対象としたアンケートの実施や有識者検討会をふまえた野外体験保育有効性調査では、野外体験保育の実施頻度が高い施設ほど、多くの園児に「自分から進んで何でもやる」割合が高いなどの結果や取り組むための課題が明らかになりました。今後は、調査結果をもと

に野外体験保育の普及を図る必要があります。

- ⑥「みえ出逢いサポートセンター」の設置により、センターのメルマガ会員登録が1,817人、出逢いイベントが58回開催されるなど、多くの出逢いの機会の提供につながりました。また、市町や企業が取り組む結婚支援の取組を支援するほか、結婚・家庭フォーラムの開催やこれから結婚を考える若い世代に向けてポジティブキャンペーンを実施し、多くの方の参加が得られました。一方で、生涯未婚率は男性16.3%、女性7.1%と上昇していることから、引き続き、センターの取組を進めるなどにより、結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向け、取り組む必要があります。(創6)
- ⑦子育て中の親同士の交流等を行う市町の取組を支援するとともに、子育て・子育てマイスター養成講座や孫育て講座の市町での開催を促進したところ、延べ11市町で取組が進みました。引き続き、県内各市町と連携し、子育て家庭を応援する取組を進める必要があります。
- ⑧「キッズ・モニター」で9回のアンケートを実施し、多くの子どもの意見を集め、施策の参考としました。今後も子どもの意見をふまえた取組を進める必要があります。
- ⑨「こどもほっとダイヤル」では、1,148件の子どもからの相談に応じ、必要に応じて児童相談所や教育委員会等と連携して対応しました。相談件数が年々減少していることから、関係機関の意見も聞きながら、「こどもほっとダイヤル」の一層の周知を図るほか、利用拡大に向けた検討を図る必要があります。
- ⑩地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育てサポーター」の認証数は累計11,085人となり、当初目標の10,000人を達成しました。また「家族の絆一行詩コンクール」については、10,000通を超える応募があり、身近な人に「ありがとう」を伝えたいというニーズが広がっているととらえることができます。こうした取組がさらに広がり家族の絆づくりが進むよう、さまざまな機会を通じて周知を図る必要があります。
- ⑪みえ次世代育成応援ネットワークと連携して「子育て応援！わくわくフェスタ」を東紀州地域で初めて開催し、約6,500人の子育て家庭等の参加がありました。「みえの子ども白書2016」を作成するにあたり実施したアンケート調査では、「子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思う」大人の割合が減少しているという結果が出ていることから、今後も子どもや子育て家庭への支援活動が会員の主体的な参加により展開されるよう、ネットワークと連携して取り組む必要があります。
- ⑫携帯電話販売店等に対して、新たに「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入調査を実施し、青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用の周知を行いました。一方で、携帯電話フィルタリングサービス利用率調査では、青少年のサービス利用率は59.1%であったことから、引き続き、ネット被害防止の重要性やフィルタリングサービスの必要性のほか、家庭における携帯電話利用のルールづくりなどについて、周知を図る必要があります。
- ⑬社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援の理解を深めるフォーラムを開催し、参加者から大きな反響がありました。今後は、県において子ども・若者支援地域協議会を設置するとともに、個々の子ども・若者に対する対策を進めるため、市町に対して情報提供を図り、関係機関のネットワークづくりを働きかける必要があります。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

【第二次行動計画の関連する施策】

- 施策231：少子化対策を進めるための環境づくり
- 施策232：結婚・妊娠・出産の支援
- 施策233：子育て支援と家庭・幼児教育の充実

施策 232

子育て支援策の推進

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

子育てサービスを提供するさまざまな主体と共に、子育て支援策を進めることにより安心して子どもを生み育てられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

保育サービス、母子保健対策等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して妊娠・出産・子育てのできる体制整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標を達成するとともに、活動指標の1項目を除き目標を達成していることから「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

| 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|--------------------|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 低年齢児(0～2歳)保育所利用児童数 | 11,962人 | 12,200人 12,418人 | 12,550人 12,884人 | 12,920人 13,042人 | 12,950人 13,172人 | 1.00 |
| 目標項目の説明 | 入所待機となりがちな低年齢児(0～2歳)の保育所利用児童数 | | | | | |

活動指標

| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|--|-------------------------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 23201 保育・放課後児童対策等の充実 (健康福祉部子ども・家庭局) | 病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用含む) | 15地域 | 16地域 15地域 | 17地域 15地域 | 18地域 18地域 | 20地域 18地域 | 0.90 |
| | | | | | | | |
| 23202 母子保健対策の推進 (健康福祉部子ども・家庭局) | 三重県不妊専門相談センターへの相談件数 | 193件 | 200件 273件 | 220件 285件 | 220件 225件 | 220件 248件 | 1.00 |
| | | | | | | | |

| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|---|-----------------------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 23203 ひとり 親家庭等の自立 の支援 (健康福祉部 子ども・家庭局) | ひとり親家庭情 報交換会参加者 数(累計) | | 100人 | 300人 | 600人 | 1,000人 | 1.00 |
| | | 36人 | 121人 | 413人 | 772人 | 1,124人 | |

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 16,083 | 16,631 | 16,568 | 15,647 | 16,186 |
| 概算人件費 | | 1,713 | 1,738 | 1,679 | 1,613 |
| (配置人員) | | (190人) | (189人) | (189人) | (185人) |

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県子ども・子育て支援事業支援計画*」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていく必要があります。
- ②待機児童を解消するため、保育所等整備のための支援や、私立保育所に年度当初から保育士を加配し、低年齢児保育の充実を図る市町への支援を行いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、指定保育士養成施設の学生や潜在保育士に対する就職ガイダンスや保育所就職フェア(計105人)、潜在保育士の職場復帰支援研修(36人)や就労相談、新任保育士の就業継続支援研修(202人)を実施するとともに、保育士修学資金の貸付(10人)を行いました。引き続き、待機児童解消に向けて保育所整備や保育士確保の取組を推進する必要があります。(創10)
- ③病児・病後児保育事業の運営を支援し、18地域において病児・病後児保育を提供しました。引き続き、病児・病後児保育に取り組む市町を増やしていく必要があります。
- ④放課後児童対策等を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員県認定資格研修(修了者358人)や子育て支援員研修(放課後児童コース)(修了者83人)を実施しました。引き続き、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行い、待機児童の解消に努めるとともに、放課後児童支援員の研修等を実施し、資質の向上に努める必要があります。(創10)
- ⑤小中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験事業が3市町、全中学校に対する命の教育セミナーが6市町で実施されるなど、市町のライフプラン教育の取組が拡大しました。また、県内8大学に講師を派遣してライフプラン教育を行うとともに、思春期世代を対象としたウェブコンテンツの作成を行いました。子どもたちが医学的に正しい性や妊娠・出産の知識を習得できるよう、引き続きライフプラン教育に取り組む市町を拡大するとともに、作成したウェブコンテンツの周知に取り組みます。(創1)
- ⑥「出産・育児まるっとサポートみえ*(三重県版ネウボラ)」の取組として、産後の子育ての負担感や孤立感の軽減のため、産後ケア事業を行う市町への費用の助成(7市町)、母子保健コーディネーター(20人)・育児支援ヘルパー(15人)の養成、県の母子保健体制構築アドバイザーの市町訪問による各市町の母子保健統計や母子保健事業・体制の現状把握と課題整理を行いました。今後も各市町が実情に応じた母子保健体制の整備を行えるよう、各市町の母子保健体制の核となる人材の育成とともに市町訪問により明らかになった課題への支援が必要です。(創8)

- ⑦特定不妊治療、男性不妊治療や不育症等への助成に加え、新たに一般不妊治療に対する助成を実施しました。また、不妊や不育に悩む夫婦への専門相談(248件)、不育症講演会(参加者34人)、不妊症講演会(参加者58人)を実施しました。今後も特定不妊治療等に対する経済的支援を行うとともに、精神的な負担を軽減するための専門的な相談等の取組が必要です。(創7)
- ⑧乳幼児の不慮の事故等による死亡を減少させるため、乳児の死亡の原因をふまえた対策を検討するとともに、支援者向け研修会(参加者106人)や新聞折り込みチラシ等による啓発を実施しました。今後は各市町における取組を推進していくとともに、引き続き関係機関とともに乳幼児死亡についてのデータの分析を行っていくことが必要です。
- ⑨貧困の状況にある子どもおよびその保護者に関する事例の聴き取り調査を行い、その結果明らかになった課題をふまえて、「三重県子どもの貧困対策計画」を策定しました。今後は、計画に基づき、市町、学校、関係機関・団体等との連携・協働のもと、子どもの貧困対策に取り組む必要があります。
- ⑩「第三期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の親の就労支援の強化や、ひとり親家庭の子どもの学習支援や日常生活支援を行う市町を支援するとともに、父子家庭を含めたひとり親家庭への相談対応を行いました。引き続き、計画をふまえ、取組を進める必要があります。(創2)
- ⑪経済的負担を気にすることなく、子どもに必要な医療を受けさせることができるようにするため、市町が実施する子ども医療費助成事業に対し、小学校6年生までを補助対象として助成を実施しました。また、制度内容について、本県の医療提供体制の実情に鑑み、制度の持続性や給付と負担のバランスを勘案しながら市町と検討しました。今後も引き続き制度内容について、市町と検討していく必要があります。
- ⑫県立子ども心身発達医療センターおよび県立かがやき特別支援学校(分校)の一体整備に係る建築工事に着手するとともに、平成29年6月の開設に向けて組織体制および業務運営の検討を行いました。引き続き建築工事等の適切な進捗管理を行うとともに、運営マニュアルの整備など具体的な準備を行う必要があります。
- ⑬市町の発達支援総合窓口における専門人材の育成のため、県立小児心療センターあすなる学園に市町職員(6人)を「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として受け入れ、長期研修(1年間)を実施しました。また、発達障がい児等に対する早期支援ツールである「CLM(Check List in Mie)*と個別の指導計画」の保育所、認定こども園、幼稚園への導入を促進(巡回指導を行った保育所・幼稚園:12市町22か所)するとともに、取組が小学校に適切に引き継がれるようモデル事業(1市1校)を実施しましたが、引継ぎ先の教員への当ツールのさらなる周知が必要です。さらに、地域の関係機関と連携した地域における発達支援体制の構築に向けて、医療従事者等を対象に研修会を実施(3回)しましたが、発達支援に関わる医師の確保に向けて引き続き取組を行う必要があります。(創12)

*「創番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

【第二次行動計画の関連する施策】

- 施策121: 地域医療提供体制の確保
- 施策231: 少子化対策を進めるための環境づくり
- 施策232: 結婚・妊娠・出産の支援
- 施策233: 子育て支援と家庭・幼児教育の充実

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

児童虐待相談が増加傾向にある中で、地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られています。また、社会的養護を必要とする児童に対する適切な支援が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。

また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|------------|------|--|
| 進展度 * | A (進んだ) | 判断理由 | 県民指標および全活動指標の目標を達成することができたことから、「進んだ」と判断しました。 |
|----------|------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
|---------|--------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| | 児童虐待通告に対する 48 時間以内の安全確認の実施率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 目標項目の説明 | 児童虐待通告を受けて、48 時間以内に安全確認を実施した割合 | | | | | | |

| 活動指標 | | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | |
|------|------|------------------------------------|---------------------------|-------|-------|-------|--------|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標達成状況 |
| | | 23301 児童虐待対応力の強化 (健康福祉部子ども・家庭局) | 市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数 | — | 29 件 | 29 件 | 29 件 |

| 基本事業 | 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|--|------------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 23302 児童虐待の未然防止の推進 (健康福祉部 子ども・家庭局) | 思春期ピアサポーター養成者数 (累計) | | 30人 | 60人 | 90人 | 120人 | 1.00 |
| | | — | 29人 | 70人 | 125人 | 175人 | |
| 23303 社会的養護が必要な児童への支援 (健康福祉部 子ども・家庭局) | 要保護児童に対する家庭的ケアの実施率 | | 35.8% | 41.0% | 43.0% | 43.0% | 1.00 |
| | | 34.3% | 40.2% | 49.6% | 52.4% | 65.5% | |

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 2,883 | 2,856 | 3,155 | 3,144 | 3,862 |
| 概算人件費 | | 1,118 | 1,214 | 1,164 | 1,142 |
| (配置人員) | | (124人) | (132人) | (131人) | (131人) |

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県内5か所の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は1,291件(※速報値)となりましたが、重篤に至ったケースはなく、児童虐待通告を受けて、48時間以内に安全を確認することができました。今後も、児童相談への対応を適切、確実に行っていく必要があります。(創3)
- ②被虐待児童の安全確保や指導等を必要とする児童を保護するため、県内2か所の一時保護所において延べ8,874人を一時保護し、心のケアやカウンセリングを行いました。今後も引き続き適切に対応する必要があります。(創3)
- ③児童虐待相談における対応の的確性を高めるため、リスクアセスメントツール(平成26年度運用開始)およびニーズアセスメントツール(平成27年度運用開始)の運用の徹底を図ることができました。今後は運用の定着と一層の精度の向上を図る必要があります。(創3)
- ④児童相談所が虐待相談として受理したケースの進行管理を的確に行うため、民間団体に委託したモニター強化事業を津市および四日市市において実施し、よりきめ細かく、迅速な対応につなげることができました。今後も民間団体と連携し、適切に対応していく必要があります。(創3)
- ⑤市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣(13市町12回(合同実施含む))や児童相談の進行管理等に助言するスーパーバイザーの派遣(9市町23回)などを行いました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。(創3)
- ⑥医療機関における児童虐待対応を適切に行えるよう、医療機関と共催で医学的研修を開催(5回、受講467人)し、虐待対応の知識を身につける場を提供しました。適切な連携等が図られるよう、引き続き他の医療機関でも開催していく必要があります。(創3)
- ⑦思春期ピアサポーターを養成してピア活動を展開し(ピアサポーター養成50人、ピア活動3校)、中高生が抱える思春期の性をめぐる課題の解決や自己肯定感の醸成を図りました。

- ⑧妊娠期からの虐待予防に向けて、電話相談「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を実施（相談件数 76 件）するとともに、高校、コンビニ、スーパー等にカードを配布（704 か所、カード配布数：約 71,000 枚）し、相談窓口を周知しました。相談件数は昨年度より増加しており、引き続き、望まない妊娠を予防するため、性や妊娠に関する正しい知識の啓発等の取組の推進が必要です。
- ⑨児童虐待の未然防止に向け、平成 26 年度に作成した県内統一様式の妊娠届出時アンケートの利用を平成 27 年度から開始し、特定妊婦の早期把握、早期支援につなげました。今後は要支援となった妊婦への対応状況等を把握し、取組の効果や内容の評価を行い、保健、医療分野の連携体制の一層の強化に取り組む必要があります。
- ⑩「三重県家庭的養護推進計画*」に基づき、施設の小規模化、地域分散化を進めるため、児童養護施設（津市）と地域小規模児童養護施設（四日市市）の整備について支援するとともに、地域に密着した子育て相談の充実等を図るため、県内 3 か所の児童家庭支援センターの事業運営を支援しました。今後も同計画に基づき、児童養護施設の小規模グループケア化や、地域小規模児童養護施設の整備等を図る必要があります。（創 4）
- ⑪小規模グループケアを行う地域小規模児童養護施設および乳児院が、児童指導員の加配やユニットリーダーの配置により職員体制を強化して入所児童の処遇改善に取り組むための補助制度を新設し、6 施設において職員体制の強化が図られました。今後も引き続き入所児童へのケア体制の充実を図っていく必要があります。（創 4）
- ⑫里親説明会または里親出前講座を、県内すべての市町において開催し、延べ約 1,850 人の参加者がありました。また、養育里親の新規登録者が 15 組ありました。引き続き、里親制度を周知するとともに、里親登録者の増加に向けた啓発活動に積極的に取り組んでいく必要があります。（創 4）
- ⑬津市内にファミリーホームが新たに 1 か所開設され、県内のファミリーホームは 4 か所となりました。引き続きファミリーホームの開設相談に対して、適切な助言や支援を行っていく必要があります。（創 4）
- ⑭児童養護施設や乳児院に入所している児童を里親委託につなげ、里親委託後の支援の充実を図るための補助制度を新設し、5 施設に補助しました。引き続き入所児童の里親委託の促進および委託後の里親支援の充実を図っていく必要があります。（創 4）
- ⑮国児学園において、第三者評価による指摘（人材確保プランの策定や施設改修の必要性等）をふまえ、将来のあり方検討のためのベンチマーキングを行いました。ベンチマーキングで得た知見もふまえ、引き続き、学園のあり方について検討していく必要があります。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策 234：児童虐待の防止と社会的養護の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

プロジェクトの目標

医師の県内医療機関への定着と医師・看護師等の不足・偏在の解消に向けた取組が進んでいます。県民一人ひとりの受診行動の見直しや、医療機関の機能分担・機能連携が進むとともに、救急医療体制の整備が進んでいます。

がん検診受診率が向上し、早期発見が進むとともに、新たにウイルス性肝炎の治療を受ける人が増加し、がんによる死亡率が減少しています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | プロジェクトおよび実践取組に未達成の項目があるものの、おおむね目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

| 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|-------------------------|--|---|---|---|---|---|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 二次救急病院における勤務医師数 | 1,305人 (22年度) | 1,322人 (23年度) | 1,344人 (24年度) | 1,373人 (25年度) | 1,373人 (26年度) | 1.00 |
| がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん） | | 乳がん 24.4% 子宮頸がん 28.8% 大腸がん 24.2% (23年度) | 乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24年度) | 乳がん 26.9% 子宮頸がん 33.0% 大腸がん 29.5% (25年度) | 乳がん 35.0% 子宮頸がん 35.0% 大腸がん 35.0% (26年度) | 乳がん 1.00 子宮頸がん 1.00 大腸がん 0.86 |
| | | 乳がん 20.8% 子宮頸がん 26.7% 大腸がん 20.5% (22年度) | 乳がん 19.8% 子宮頸がん 28.3% 大腸がん 23.4% (23年度) | 乳がん 18.8% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 24.0% (24年度) | 乳がん 33.4% 子宮頸がん 51.6% 大腸がん 30.0% (25年度) | 乳がん 37.8% 子宮頸がん 54.2% 大腸がん 30.0% (26年度) |
| 目標項目の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内の二次救急病院（33病院）における勤務医師数 ・乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率 | | | | | |

*地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診受診率の算定方法は、これまで年齢制限がありませんでしたが、平成25年度から40歳から69歳（子宮頸がんは20歳から69歳）までとされており、本県においても本算定方法により算定しています。

実践取組の目標

| 実践取組 | 実践取組の目標 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|---------------------------|------------------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 1 「医師や看護師等の不足・偏在」を解消するために | 県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数 創19 | | 180人 | 192人 | 206人 | 217人 | 0.97 |
| | | 167人 | 181人 | 196人 | 206人 | 211人 | |
| | 県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数 | | 644人 | 651人 | 658人 | 665人 | 0.93 |
| | | 574人 | 566人 | 641人 | 606人 | 618人 | |
| 2 「地域の救急医療体制の課題」を解決するために | 救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数 | | 593機関 | 618機関 | 643機関 | 668機関 | 0.97 |
| | | 568機関 | 576機関 | 610機関 | 634機関 | 651機関 | |
| 3 「がんに対する不安・悩み」を解消するために | がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数（累計） | | 681人 | 804人 | 916人 | 1,050人 | 1.00 |
| | | 557人 | 673人 | 783人 | 875人 | 1,095人 | |

（単位：百万円）

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 2,762 | 2,486 | 2,403 | 2,832 |

平成27年度の実践取組概要と成果、残された課題

- ①県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着と偏在解消を進めることを目的に、平成26年度から三重専門医研修プログラムの募集を開始し、今年度も修学資金貸与者等に個別面談等を実施した結果、21名がプログラムに基づく研修を開始することとなったところであり、引き続き、プログラムの活用に向けて取り組んでいく必要があります。（創19）
- ②看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、確保対策、定着促進、資質向上、助産師確保の4本柱で取組を進めました。取組の成果を評価しつつ、さらに継続的な取組を進めていく必要があります。特に、助産師については、人口10万人あたりの就業者数が全国平均を大きく下回っていることから、総数の確保とともに、就業先の偏在是正等が求められています。（創19）
- ③医療勤務環境改善支援センターにおいて、各医療機関に対して相談支援を実施していますが、さらなる周知を図り勤務環境改善の仕組みを導入するため、「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、5つの医療機関の認証を行いました。引き続き、当該制度を運用することにより、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図っていく必要があります。
- ④これまで県ナースセンターによる再就業の斡旋や無料相談等を実施していますが、平成27年10月より免許保持者の届出が努力義務になったことから、より身近な地域で復職支援等が受けられるよう、平成27年12月に三重県ナースセンター四日市サテライトを開所し、ナースセンターの支援体制を強化しました。今後も三重県ナースセンターにおいて、引き続きハローワーク等との連携を強化するとともに、求人医療機関の情報を十分に把握するなど、きめ細かな就業斡旋を実施していくことが必要です。（創19）

- ⑤看護分野における国際的な視野を持ったリーダーの育成等を図るため、平成27年7月の知事訪英時に覚書を締結したロイヤルフリーホスピタルへの第1回看護職員海外派遣研修を実施しました。今後も県内外から医療従事者を呼び込み、県内定着につなげるため、県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制（M—MUSCLE*）協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外医療機関等との連携を進めていく必要があります。
- ⑥休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システム「医療ネットみえ」の運営、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発等を実施しました。新規開業医等に対し救急医療情報システムへの参加を働きかけた結果、時間外診療が可能な医療機関が17機関増加しました。引き続き、救急医療情報システムへの参加を働きかけていく必要があります。
- ⑦重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等に対し支援しました。ドクターヘリについては、出動回数が前年度に比べ45件増加しており、今後は、重複要請に対応できるよう他県との相互応援による広域連携体制を構築する必要があります。また、中勢伊賀地域と伊勢志摩地域でICTを活用した救急患者搬送情報共有システム「MIE—NET」を試行運用し、津地域と伊勢志摩地域では運用体制が整いました。今後、伊賀地域での運用体制の調整を進めるとともに津地域、伊勢志摩地域における運用状況を検証していく必要があります。
- ⑧安心して産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターの運営、設備整備に対し支援するとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル」による電話相談を実施しました。また、小児在宅医療の体制整備に取り組む市町等を支援しました。周産期死亡率が全国平均より高い状況にあるため、周産期母子医療センターの体制整備や新生児の救急搬送に引き続き対応していく必要があります。また、「みえ子ども医療ダイヤル」の相談件数が前年度に比べ1,112件増加しており、引き続き実施していく必要があります。小児在宅医療については、多職種による連携体制の構築に新たに2市2町が取り組みました。今後も、小児在宅医療に取り組む市町を支援していく必要があります。
- ⑨市町における在宅医療の進捗状況にばらつきがあることから、在宅医療体制の構築に概ね必要と考えられる要素をもとにした一定の枠組み（フレームワーク）の作成に取り組みました。今後、フレームワークをもとに、人づくり、体制づくり、意識づくりの3つの視点から、在宅医療の質と量の確保、多職種による連携体制の構築、地域の実情・特性に応じた在宅医療・介護の連携体制の構築に資する取組を支援していく必要があります。
- ⑩がん検診の受診率向上のため、県民運動としてイベントや啓発活動を実施しました。また、市町がん担当者会議において受診の意義を共有するとともに、受診対象者に対する個別の受診勧奨などの好事例を紹介しました。今後も引き続き、県民運動として広くがん検診の理解を深める取組を進めるとともに、市町の受診率向上の取組を支援する必要があります。
- ⑪児童および生徒の発達段階に応じて、がんに関する正しい知識を深めるため、教育委員会等と連携して小中学校においてモデル授業を行い好評価を得ました。学校でのがん教育の本格実施に向け、引き続きがん教育の対象校の拡充に取り組む必要があります。
- ⑫県のがん医療提供体制の一層の充実・強化を図るため、県独自に指定するがん診療に係る医療提供体制について整理を行い、新たに県立総合医療センターを三重県がん診療連携拠点病院に指定するとともに、がん治療に携わる医療機関の施設・設備等の充実を図りました。今後も地域バランスを考慮しながらがん診療にかかる医療機関の整備を進めるとともに、がん治療に携わる医療機関の施設・設備等の充実を図ることが必要です。
- ⑬平成28年1月の全国がん登録の開始に向けて、医療機関向けの研修等を実施するとともに、法的に届出義務がある病院に加え、162の届出対象診療所の指定を行いました。がん登録実務者研修等を

通じてがん登録の精度の向上に努めるとともに、科学的根拠に基づく効果的ながん対策を推進するため、市町および医療機関等に対して集計結果等を提供していく必要があります。

- ⑭緩和ケアの質の向上を図るため、がん診療に携わる医師・看護師等を対象に緩和ケアの基本的な知識・技能を習得するための研修会を実施し、220名（受講者累計1,095名）の医師が研修を修了しました。また、がんと診断された時からの緩和ケアの有用性等、緩和ケアに対する正しい知識の普及啓発を実施しました。今後も、緩和ケア体制の充実のため、国が指定するがん診療連携拠点病院や県独自で指定する三重県がん診療連携拠点病院等を中心に、研修受講を積極的に働きかけていくとともに、広く県民に対し、緩和ケアについての正しい知識の普及に努めていく必要があります。
- ⑮がん患者の就労相談を実施するとともに、全国健康保険協会三重支部の加入事業所に対しがん経験者の体験を伝えるセミナーを開催し、職場での就労支援の必要性について理解を深めました。今後も県内の事業所を対象として、がんに対する正しい知識の普及を行い、がん患者の治療と仕事の両立について理解を促進していく必要があります。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策121：地域医療提供体制の確保

施策123：がん対策の推進

施策223：健やかに生きていくための身体の育成

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

プロジェクトの目標

子どもの育ちにおける家族の絆の大切さが認識され、社会全体で子育て家庭を応援する取組が進んでいます。

若年層に対する早期からの相談・支援体制の強化などにより、家族観の醸成や児童虐待未然防止の取組が進んでいます。また、放課後児童対策に対する支援が進んでいます。

子育てに関する経済的支援の実施など、安心して子どもを生き育てられる取組が進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

| | | | |
|----------|------------|------|--|
| 進展度 * | A (進んだ) | 判断理由 | 全ての目標を達成し、子育て家庭や子どもの育ちを見守り、応援する環境が整いつつあることから、「進んだ」と判断しました。 |
|----------|------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

| 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|-------------------------------|--|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 「みえの子育ちサポーター」 認証者数 (累計) | 1,290人 | 3,250人 2,822人 | 5,200人 5,482人 | 7,740人 9,101人 | 10,000人 11,085人 | 1.00 |
| 目標項目 の説明 | 「子どもの育ちを支える」ための基本的な考え方について研修を受け、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育ちサポーター」として県が認証した人の数 | | | | | |

実践取組の目標

| 実践取組 | 実践取組の目標 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|--------------------------|------------------------|--------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 1 「希薄化している家族の絆の再生」を図るために | 「家族の絆」一行詩コンクールへの参加作品数 | 6,967点 | 7,500点 7,017点 | 8,000点 8,123点 | 8,500点 11,930点 | 9,000点 11,294点 | 1.00 |
| | | — | 30人 29人 | 60人 70人 | 90人 125人 | 120人 175人 | |
| 2 「子どもの育ちに関する課題」を解決するために | 思春期ピアサポーター養成者数 (累計) | — | 30人 29人 | 60人 70人 | 90人 125人 | 120人 175人 | 1.00 |

| 実践取組 | 実践取組の目標 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|---------------------------|--------------|------------|--------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 3 「子育てに関する経済的な不安」を解消するために | 子どもの医療費助成の実施 | 補助対象は就学前まで | 小学校6年生まで対象拡大 | | | | → |

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 2,985 | 3,798 | 3,874 | 3,796 |

平成27年度の実施概要と成果、残された課題

- ①地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育ちサポーター」の認証数は累計11,085人となり、当初目標の10,000人を達成しました。また「家族の絆一行詩コンクール」については、10,000通を超える応募があり、身近な人に「ありがとう」を伝えたいというニーズが広がっているととらえることができます。こうした取組がさらに拡がり家族の絆づくりが進むよう、さまざまな機会を通じて周知を図る必要があります。
- ②子育て中の親同士の交流等を行う市町の取組を支援するとともに、子育て・子育てマイスター養成講座や孫育て講座の市町での開催を促進したところ、延べ11市町で取組が進みました。引き続き、県内各市町と連携し、子育て家庭を応援する取組を進める必要があります。
- ③みえ次世代育成応援ネットワークと連携して「子育て応援！わくわくフェスタ」を東紀州地域で初めて開催し、約6,500人の子育て家庭等の参加がありました。「みえの子ども白書2016」を作成するにあたり実施したアンケート調査では、「子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思う」大人の割合が減少しているという結果が出ていることから、今後も子どもや子育て家庭への支援活動が会員の主体的な参加により展開されるよう、ネットワークと連携して取り組む必要があります。
- ④「みえの育児男子プロジェクト*」として、「第2回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」や「みえの育児男子倶楽部」の実施をはじめ、男性の育児参画の必要性等を普及するさまざまな取組を実施しました。若い世代の約半数が「父親も育児に積極的に参加すべき」と考えているという調査結果があり、引き続き企業の経営者等に対し「イクボス*」の推進をはじめとする機運醸成や環境づくりを進める必要があります。
(創11)
県内の保育所、幼稚園等を対象としたアンケートの実施や有識者検討会をふまえた野外体験保育有効性調査では、野外体験保育の実施頻度が高い施設ほど、多くの園児に「自分から進んで何でもやる」割合が高いなどの結果や取り組むための課題が明らかになりました。今後は、調査結果をもとに野外体験保育の普及を図る必要があります。
- ⑤小規模グループケアを行う地域小規模児童養護施設及び乳児院が、児童指導員の加配やユニットリーダーの配置により職員体制を強化して入所児童の処遇改善に取り組むための補助制度を新設し、6施設において職員体制の強化が図られました。今後も引き続き入所児童へのケア体制の充実を図っていく必要があります。
(創4)
- ⑥思春期ピアサポーターを養成してピア活動を展開し(ピアサポーター養成50人、ピア活動3校)、中高生が抱える思春期の性をめぐる課題の解決や自己肯定感の醸成を図りました。
- ⑦妊娠期からの虐待予防に向けて、電話相談「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を実施(相談件数76件)するとともに、高校、コンビニ、スーパー等にカードを配布(704か所、カード配布

数:約 71,000 枚)し、相談窓口を周知しました。相談件数は昨年度より増加しており、引き続き、望まない妊娠を予防するため、性や妊娠に関する正しい知識の啓発等の取組の推進が必要です。

- ⑧児童虐待の未然防止に向け、平成 26 年度に作成した県内統一様式の妊娠届出時アンケートの利用を平成 27 年度から開始し、特定妊婦の早期把握、早期支援につなげました。今後は要支援となった妊婦への対応状況等を把握し、取組の効果や内容の評価を行い、保健、医療分野の連携体制の一層の強化に取り組む必要があります。
- ⑨「三重県子ども・子育て支援事業支援計画*」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていく必要があります。
- ⑩放課後児童対策等を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員県認定資格研修(修了者 358 人)や子育て支援員研修(放課後児童コース)(修了者 83 人)を実施しました。引き続き、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行い待機児童の解消に努めるとともに、放課後児童支援員の研修等を実施し、資質の向上に努める必要があります。

(創 10)

- ⑪経済的負担を気にすることなく、子どもに必要な医療を受けさせることができるようにするため、市町が実施する子ども医療費助成事業に対し、小学校 6 年生までを補助対象として助成を実施しました。また、制度内容について、本県の医療提供体制の実情に鑑み、制度の持続性や給付と負担のバランスを勘案しながら市町と検討しました。今後も引き続き制度内容について、市町と検討していく必要があります。
- ⑫特定不妊治療、男性不妊治療や不育症等への助成に加え、新たに一般不妊治療に対する助成を実施しました。また、不妊や不育に悩む夫婦への専門相談(248 件)、不育症講演会(参加者 34 人)、不妊症講演会(参加者 58 人)を実施しました。今後も特定不妊治療等に対する経済的支援を行うとともに、精神的な負担を軽減するための専門的な相談等の取組が必要です。

(創 7)

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

【第二次行動計画の関連する施策】

- 施策 1 2 1 : 地域医療提供体制の確保
- 施策 2 3 1 : 少子化対策を進めるための環境づくり
- 施策 2 3 2 : 結婚・妊娠・出産の支援
- 施策 2 3 3 : 子育て支援と家庭・幼児教育の充実
- 施策 2 3 4 : 児童虐待の防止と社会的養護の推進

緊急課題解決 6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

【主担当部局：健康福祉部】

プロジェクトの目標

障がいの種別や程度に関わらず、誰もが地域社会の中で暮らせる居住の場や日中活動の場の整備が進んでいます。

障がいのある人が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生活の糧を得ることができるような、就労の場の確保や多様な働き方の展開が進んでいます。

障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制が整っています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | プロジェクトの数値目標をほぼ達成するとともに、実践取組の目標についても平均 85%以上達成し、暮らしや日中活動の場の整備や就労支援が一定程度充実したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

| 目標項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|------------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 県の就労支援事業により一般就労した障がい者数 | 311人 | 318人 | 332人 | 349人 | 366人 | 0.95 |
| | 311人 | 324人 | 334人 | 383人 | 348人 | |
| 目標項目の説明 | 県の就労支援事業（農福連携・地域人づくり事業（内障がい者雇用支援分）、障がい者の「就労の場」開拓事業、特別支援学校就労推進事業等）によって就労した障がい者数 | | | | | |

実践取組の目標

| 実践取組 | 実践取組の目標 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|-------------------------|---------------------------------------|--------|------------|------------|------------|-----------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 1 「地域での生活基盤の不足」を解決するために | 障がい者の日中活動を支援する事業 ^{注1)} の利用者数 | 4,622人 | 4,838人 | 5,438人 | 5,438人 | 5,438人 | 1.00 |
| | | | 5,622人 | 6,227人 | 6,775人 | 7,088人 (2月末) | |
| 2 「働くことへの課題」を解決するために | 民間企業における障がい者の実雇用率 | 1.51% | 1.54% | 1.58% | 1.70% | 1.80% | 1.00 |
| | | | 1.57% | 1.60% | 1.79% | 1.97% | |

| 実践取組 | 実践取組の目標 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|-------------------------|-------------------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 |
| 2 「働くことへの課題」を解決するために | 福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額 | | 13,000円 | 13,300円 | 13,600円 | 13,900円 | 未確定 |
| | | 11,527円 | 12,412円 | 12,851円 | 12,950円 | 集計中 | |
| 3 「日常生活上の支障や不安」を解決するために | 総合相談支援センターへの登録者数 | | 5,520人 | 5,740人 | 5,960人 | 6,180人 | 1.00 |
| | | 5,299人 | 5,315人 | 4,986人 | 5,644人 | 6,291人 | |

注1) 日中活動を支援する事業：日中活動系の障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 545 | 785 | 623 | 1,129 |

平成27年度の実践取組概要と成果、残された課題

- ①新たにグループホームを2か所整備するとともに、日中活動の場の確保、充実を図りました。障がいの重度化や親なき後も見据え、安心して地域生活を送るために、必要な受け皿や障害福祉サービスを早急に整えていく必要があります。
- ②県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している過齢児の地域移行に取り組みました。入所が継続している過齢児への対応とともに、児童福祉法の改正をふまえ、福祉型障害児入所施設のあり方について合意形成を図り、必要な施策を実施していく必要があります。
- ③「共同受注窓口*」において、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行った結果、平成26年度の実績を上回る57,815千円（3月時点での見込み、確定は5月末の予定）の取扱高となりました。市町や民間企業などへの営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。
- ④障害者優先調達推進法に基づく平成27年度調達方針の中で平成26年度を上回る調達目標額を設定し、優先調達の拡大を進めた結果、障害者就労施設等への発注額は82,070千円（1月時点での見込み、確定は6月の予定）となりました。今後も、調達内容の多様化に努めるとともに、市町の優先調達の取組を促していく必要があります。
- ⑤平成26年度に創設された3か所の「社会的事業所*」に加え、新たに1か所が創設され、障がいの働く場が拡充しました（26人（3月末時点））。引き続き、安定的な運営を支援するとともに、社会的事業所を増やしていく必要があります。
- ⑥三重労働局とともに「障害者雇用率改善プラン2015」を策定（平成26年11月）し、平成27年6月1日現在の県内民間企業における障害者実雇用率が全国平均を上回ることを目標に、三重労働局やハローワークと雇用率未達成企業を訪問するなどの取組を進めました。その結果、平成27年6月1日現在の障害者実雇用率は、全国平均（1.88%）を上回る1.97%となり、前年の1.79%から大きく改善しました。今後も、障害者実雇用率の向上に向け、障がい者雇用の促進に取り組む必要があります。
(創17)
- ⑦平成26年12月24日にオープンしたステップアップカフェ「Cottie菜（こっちな）」の総来店者数は、平成28年3月末現在で37,171人となり、県内外の企業や関係機関等から、取組の参考にしたいと、視察・見学に来ていただいています。職場実習およびインターンシップとして、平成

27年度は8人の実習生を受け入れました。また、障がい者就労支援事業所等で作られた商品に対する支援として、「C o t t i 菜」での商品の販売のほか、店頭展示をきっかけとして、三重県の手づくりブランド「M. I. E(ミー)」が誕生しました。引き続き、ステップアップカフェの存在やその機能を県民や企業等にさらに広く周知し、活用していただく必要があります。(創17)

- ⑧企業間の主体的な取組を支援する「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」への登録を平成27年4月から開始し、平成28年4月1日現在、185社に登録をいただいています。登録企業に対しては、障がい者雇用につながる情報をメールマガジンで毎月届けるほか、県が実施する交流会や企業見学会への参加を働きかけました。7月には、「三重県『産・福・学』障がい者雇用情報交流会」を開催し、企業、福祉、特別支援学校の関係者等56人が参加して、意見交換等を行いました。また、10月には、障がい者雇用に積極的に取り組んでいる県内企業の見学会を開催し、11社16名が参加して、現場見学や意見交換等を行いました。今後も、「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」の活動を通じて、企業間の情報交換や交流等を支援する必要があります。(創17)
- ⑨障がい者の就労の場の拡大を図るため、障がい者雇用アドバイザーが企業訪問を行い、情報提供や求人開拓を行うことにより、企業における障がい者雇用の取組を促進しました(訪問企業数延べ409社、求人開拓数24件)。企業と障がい者のマッチングの場(障がい者就職面接会)については、三重労働局など関係機関と連携し、より多くの企業や障がい者に参加していただけるよう取組を進め、102人が就職しました。引き続き、就労の場の拡大を図り、障がい者の一般就労を支援する必要があります。
- ⑩障がい者の就労および職場定着を促進するため、障がい者の態様に応じた企業への委託訓練(43人が訓練受講、うち31人が就職)において、企業や就労支援機関と障がい者の態様や特性に係る情報を共有し、きめ細かな支援を行うとともに、企業や就労支援事業所の担当職員等を対象として研修を実施しました(参加人数延べ48人)。引き続き、障がい者の就労への円滑な移行および就労後の職場定着を図るため、関係機関と連携し、障がい者と企業を支援する必要があります。
- ⑪農福連携の促進に向け、福祉事業所支援員向けの技術習得研修の実施や各種マニュアルの整備などに取り組み、農業参入した福祉事業所は37件(対前年4件増)、農業分野における障がい者就労人数は498名(対前年20名増)と増加しました。農業分野における障がい者の活躍を促進するため、農業経営体からの作業委託の促進などにより、引き続き、環境整備を進める必要があります。
- ⑫林福連携の促進に向け、苗木生産事業者を対象とした福祉事業者との連携に関する勉強会を開催し、意識啓発に取り組みとともに、苗木生産事業者と連携し、障がい者に適した仕事内容について検討を行いました。今後は、福祉事業者の林業分野における仕事内容についての理解を進めるとともに、苗木生産以外の分野においても取組を進める必要があります。
- ⑬水福連携*の促進に向け、障がい者による試験的なカキ養殖作業の実施や福祉事業所への天然カキの採苗用コレクターの作製委託の斡旋等に取り組みました。今後は、福祉事業所等による本格的な漁業参入を進めるため、障がい者が安全に作業に従事できるよう、作業工程の改良に取り組みとともに、水福連携に向けた漁業者や漁協職員等の意識啓発を進める必要があります。
- ⑭特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、外部人材を活用し、生徒本人の適性を十分把握した上で、適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行いました。また、企業、関係機関等と連携した技能検定を実施するとともに、「C o t t i 菜」において、職場実習(3名)や作業製品の展示(6校)を実施し、特別支援学校の取組についての理解啓発を図りました。職業教育の一層の充実に向けて、企業、関係機関等と連携した取組を進め、特別支援学校における計画的・組織的なキャリア教育を推進することが必要です。
- ⑮相談事業により、障がい者が安心して地域で暮らしていくことを支援しました。引き続き、自閉症・

発達障がい、高次脳機能障がいおよび重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施するとともに、効果的な相談支援体制について見直しを進めていく必要があります。

- ⑯サービス等利用計画については、効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成研修を進め、おおむね、サービス利用者に係る計画作成が完了しました。今後は、モニタリング時等においてサービス等利用計画の質の向上を図る必要があります。
- ⑰障がい者の虐待防止と虐待対応に関する研修を実施し、関係者の意識の醸成を行うとともに、専門家チームによる事例検討の結果を事例集としてまとめました。今後は、事例検討の結果等を市町や関係機関と共有し、専門性と対応力の向上を図ることが必要です。
- ⑱県立子ども心身発達医療センターおよび県立かがやき特別支援学校（分校）の一体整備に係る建築工事に着手するとともに、平成29年6月の開設に向けて組織体制および業務運営の検討を行いました。引き続き建築工事等の適切な進捗管理を行うとともに、運営マニュアルの整備など具体的な準備を行う必要があります。
- ⑲市町の発達支援総合窓口における専門人材の育成のため、県立小児心療センターあすなろ学園に市町職員（6人）を「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として受け入れ、長期研修（1年間）を実施しました。また、発達障がい児等に対する早期支援ツールである「CLM (Check List in Mie) *と個別の指導計画」の保育所、認定こども園、幼稚園への導入を促進（巡回指導を行った保育所・幼稚園：12市町22か所）するとともに、取組が小学校に適切に引き継がれるようモデル事業（1市1校）を実施しましたが、引継ぎ先の教員への当ツールのさらなる周知が必要です。さらに、地域の関係機関と連携した地域における発達支援体制の構築に向けて、医療従事者等を対象に研修会を実施（3回）しましたが、発達支援に関わる医師の確保に向けて引き続き取組を行う必要があります。（創12）
- ⑳発達障がいを含む障がいのあるすべての幼児児童生徒への早期からの一貫した支援についてはパーソナルカルテ*の普及状況を把握するとともに、活用の促進について指導・助言しました。引き続き、パーソナルカルテの活用をさらに促進するため、市町教育委員会を訪問し、先進的な取組の紹介など支援を進める必要があります。
- ㉑「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、整備に係る会議や作業部会等を開催し、市町等関係機関および特別支援学校との情報共有および連携を図りながら、特別支援学校の整備を進めました。円滑な整備のために関係機関等を訪問し、学習環境や教育内容等について検討を進める必要があります。

*「創番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

【第二次行動計画の関連する施策】

- 施策131：障がい者の自立と共生
- 施策224：自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進
- 施策233：子育て支援と家庭・幼児教育の充実
- 施策342：多様な働き方の推進

平成28年版 成果レポート（案）

～成果の検証と改善に向けた取組～

第2編（第二次行動計画の取組）

平成28年6月
《健康福祉部抜粋》

平成28年版 成果レポート(案)

【目次】

第2編 (第二次行動計画の取組)

| | |
|-------------------------------------|--------|
| 第6章 施策の取組 (健康福祉部主担当 13施策) | 頁 1 |
|-------------------------------------|--------|

| | 頁 |
|-----------------------|----|
| 121 地域医療提供体制の確保 | 1 |
| 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保 | 5 |
| 123 がん対策の推進 | 9 |
| 124 こころと身体健康対策の推進 | 11 |
| 131 障がい者の自立と共生 | 13 |
| 132 支え合いの福祉社会づくり | 17 |
| 144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等 | 19 |
| 145 食の安全・安心の確保 | 21 |
| 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進 | 23 |
| 231 少子化対策を進めるための環境づくり | 25 |
| 232 結婚・妊娠・出産の支援 | 29 |
| 233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実 | 31 |
| 234 児童虐待の防止と社会的養護の推進 | 35 |

| | |
|---------------------|----|
| (参考) 用語説明 | 37 |
|---------------------|----|

※ 本文中、「*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、急性期の医療から、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを確保するとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと合わせて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成 31 年度末での到達目標

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の整備を進めるとともに、県民の皆さんとの将来のあるべき医療提供体制の共有に向けた取組を通じ、地域の医療提供体制に対する県民の安心度が高まっています。

| 県民指標 | | | | |
|--------------|---|--------------|--------------|--|
| 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 地域医療安心度指数 | 56.2% | 59.7% | 70.0% | 地域医療に対する安心感を構成する重要な要素と考える、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度の3つの項目の複合指標（県民へのアンケート結果について、重み付け（アクセスのしやすさ 0.5、かかりつけ医の有無 0.25、地域医療に対する理解度 0.25）した合計値） |
| 28 年度目標値の考え方 | アンケートに回答した県民の7割の方が、医療に対する安心感を持っている状態をめざして、現状値を把握するために行ったeモニターの結果をもとに、70%の数値目標を達成するため、毎年度3.5%増加させていく目標を設定しました。 | | | |

| 活動指標 | | | | | |
|-----------------------------|------------|--------------|--------------|--------------|--|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 12101 地域医療構想の実現（健康福祉部医療対策局） | 地域医療構想の達成度 | 0% | 6.0% | 28.0% | 地域医療構想で定めた平成 37（2025）年の必要病床数達成の進捗度と、在宅医療提供体制の整備度の複合指標（平成 37 年に 100%達成させることをめざして目標設定） |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | 目標項目の説明 |
|--|---|------------------|------------------|------------------|---|
| | | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 12102 医療分野 の人材確保(健康福祉部医療 対策局) | 保健医療圏別 人口あたり病 院勤務医師数 乖離度 | 76.9% (26年度) | 77.9% (27年度) | 80.9% (30年度) | 人口10万人あたりの県 内病院に勤務する常勤 換算医師数の県平均値 に対する、平均値より 低い4保健医療圏(北 勢、伊賀サブ、伊勢志 摩サブ、東紀州)の常 勤換算医師数の乖離度 |
| | 県内の病院で 後期臨床研修 を受ける医師 数 創19 | 211人 | 218人 | 243人 | 県内の臨床研修病院等 で後期臨床研修を受け ている医師数 |
| | 県内看護系大 学卒業者の県 内就業者数 創19 | 159人 (26年度) | 177人 (27年度) | 231人 (30年度) | 県内看護系大学卒業者 のうち、県内の医療機 関等に就業した看護職 員数 |
| 12103 救急医療 等の確保(健康 福祉部医療対 策局) | 救急医療情報 システムに参 加する時間外 診療可能医療 機関数 | 651機関 | 662機関 | 704機関 | 三重県救急医療情報シ ステムに参加し、時間 外診療を行う医療機関 数 |
| 12104 医療安全 体制の確保 (健康福祉部 医療対策局) | 医療安全対策 加算届出医療 機関数 | 47機関 | 51機関 | 62機関 | 100床以上の医療機関 のうち、医療安全対策 加算の届出をしている 医療機関数 |
| 12105 県立病院 による良質で 満足度の高い 医療サービ スの提供(病院事 業庁) | 県立病院患者 満足度 | 90.5% | 92.0% | 95.0% | 県立病院の患者を対象 とするアンケートにお いて「診療に満足して いますか」との設問に 対する肯定的な回答割 合 |
| 12106 適正な医 療保険制度の 確保(健康福祉 部医療対策局) | 県内市町の国 民健康保険料 の収納率 | 91.41% (26年度) | 91.80% (27年度) | 93.00% (30年度) | 県内市町の国民健康保 険料の調定額のうち、 収納できた額の割合 |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 57,351 | 56,349 | | | |
| 概算人件費 | | | | | |
| (配置人員) | | | | | |

平成28年度の取組方向 【健康福祉部医療対策局 次長 井戸畑 真之 電話：059-224-2201】

○①2025年(平成37年)を見据えた効率的で質の高い医療提供体制の構築に向け、引き続き地域医療構想調整会議において、地域の関係者と丁寧に議論を進め、平成28年度中に地域医療構想を策定

するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、不足する医療機能の整備に対する支援を行い、病床の機能分化・連携を推進します。

②市町における在宅医療体制の構築に概ね必要と考えられる要素をもとにした一定の枠組み（フレームワーク）をもとに、在宅医療の質と量の確保、多職種による連携体制構築、在宅医療・在宅看取りの啓発等、地域の実情・特性に応じた在宅医療・介護の連携体制の構築に資する取組を支援します。

○③医師修学資金貸与者等である若手医師に対して、三重専門医研修プログラム（後期臨床研修プログラム）の活用を促し、若手医師のキャリア形成支援と併せて、医師の地域偏在の解消につなげていきます。（創19）

④看護師等の確保については、引き続き、三重県ナースセンターにおいて、求人側の勤務環境を十分に把握し、ハローワーク等と連携して、求職者への就業斡旋を実施します。また、免許保持者の届出制度に基づいて把握した情報をもとに、離職者の再就業に対するより効果的な支援を行います。（創19）

⑤看護師等の勤務環境改善に向け、医療勤務環境改善支援センターを通じて、各医療機関による勤務環境改善の取組に対する支援の充実を図ります。

⑥医療従事者に女性が多いことから、「女性が働きやすい医療機関」認証制度の運用により、院内保育所の整備等を図るなどの医療機関のさらなる取組を促し、医療従事者の確保、定着を図ります。

⑦医療分野の国際連携については、県内の各関係大学の連携による国際医療技術連携体制（M-MU S C L E*）協議会を進めます。

また、海外大学等への短期研修による人材育成などの連携についても、併せて取り組んでいきます。

⑧救急医療体制を確保するため、救急医療情報システムを運用し、県民に対し医療機関に関する情報提供を行います。また、救急患者搬送情報共有システム（M I E - N E T）を中勢伊賀地域、伊勢志摩地域で運用しながら、システムのあり方について検証を行います。さらに、ドクターヘリの運航や救命救急センターの運営に対し支援を行います。

⑨重症の新生児に対し高度で専門的な医療を提供するため、周産期母子医療センターの運営や設備整備を支援するとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）を運用します。また、安心して子育てできる環境を確保するため、みえ子ども医療ダイヤル（#8000）による電話相談を行うとともに、小児在宅医療を推進するための多職種による連携体制構築等の取組を支援します。

○⑩医療に関する患者・家族等からの相談や苦情に引き続き対応していくとともに、医療安全推進協議会において医療安全体制の強化に係る具体的な取組内容の検討を進めながら、医療事故調査制度への対応も含めた県内医療機関における医療安全体制の整備について必要な支援を行います。

⑪県立こころの医療センターについては、政策的医療や先進的医療を提供するとともに、外来患者を対象とした訪問看護や、デイケア、作業療法といった日中活動支援などの地域生活支援をより一層充実させるべく取組を進めます。

⑫県立一志病院については、幅広い臨床能力を有する家庭医（総合診療医）を中心に医療サービスを安定的に提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりのため、保健・医療・福祉の多職種連携の取組を進めます。また、地域医療を担う人材の育成や家庭医療等に関する研究にも取り組んでいきます。

⑬県立志摩病院については、引き続き、指定管理者への要請とともに、密接な連携を行っていくことにより、24時間365日の救急患者の受入れなど、診療体制のさらなる回復・充実に取り組んでいきます。

○⑭「三重県国民健康保険広域化等支援方針」に沿って、引き続き収納率の向上、医療費の適正化など

の市町の取組を支援します。また、平成 30 年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることから、今後の安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国民健康保険運営の詳細について、市町との協議を進めます。

○⑮引き続き、市町が実施する障がい者、子ども・一人親家庭等医療費助成事業を支援します。また、制度内容について、医療提供体制の実情に鑑み、制度の持続性、給付と負担のバランスなどを勘案しながら、市町と慎重に検討を進めていきます。

* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケア*システムが構築され、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。

平成 31 年度末での到達目標

施設整備や、在宅医療・介護連携の強化等により、地域包括ケアシステムの構築が進み、特別養護老人ホームへの入所待機が解消されています。

| 県民指標 | | | | | |
|---------------------------------|--|-------|-------|--|--|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | 31 年度 | 目標項目の説明 | |
| | 現状値 | 目標値 | 目標値 | | |
| 介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数 創 19 | 596 人 | 481 人 | 0 人 | 介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数） | |
| 28 年度目標値の考え方 | 第 6 期三重県介護保険事業支援計画（平成 27 年度～29 年度）に基づき、各年度の特別養護老人ホームの整備を計画的に進めることにより、3 年後の平成 30 年度において、待機者が解消されることを目標に数値を設定しました。 | | | | |

| 活動指標 | | | | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|---------|----------|----------|---|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | 31 年度 | 目標項目の説明 |
| | | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上（健康福祉部） | 主任ケアマネジャー登録者数（累計） | 942 人 | 971 人 | 1,057 人 | ケアマネジャーに対する指導的役割を担う主任ケアマネジャーの登録者数 |
| 12202 介護従事者の確保（健康福祉部） | 県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数 | 521 人 | 680 人 | 710 人 | 県福祉人材センターが実施する福祉・介護職場での就労を希望する人への相談・支援や、求人・求職のマッチング支援事業等によって、介護職場等へ就職した人数 |
| 12203 介護基盤の整備促進（健康福祉部） | 特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計） | 9,643 床 | 10,129 床 | 10,647 床 | 特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型およびショートステイの転換）施設整備定員数 |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | 目標項目の説明 |
|------------------------------|------------------------------|----------------|----------------|----------------|--|
| | | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 12204 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部) | 地域包括支援センター*が開催する地域ケア会議*の開催回数 | 339回 (26年度) | 359回 (27年度) | 440回 (30年度) | 地域包括支援センターが、困難事例の検討、地域課題の把握や新たな地域の資源開発を目的として、行政等の関係機関、医療・介護等の多職種、ボランティア等の住民組織の参加を得て開催する地域ケア会議の開催回数 |
| 12205 認知症施策の充実(健康福祉部) | 認知症サポーター数(累計) | 124,746人 | 145,000人 | 175,000人 | 認知症の方や家族を地域で支援する認知症サポーター数 |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 25,737 | 25,933 | | | |
| 概算人件費 | | | | | |
| (配置人員) | | | | | |

平成28年度の実行方針

【健康福祉部 次長 栗原 正明 電話：059-224-2251】

- ①平成27年度からスタートした「第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画」(平成27～29年度)に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を着実に進めます。
- ②介護サービスを充実させるため、ケアマネジャーの資質向上に向けた研修を実施するとともに、介護サービス情報の公表や苦情処理体制の整備に取り組みます。また、要介護認定の一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修を実施します。
- ③介護従事者を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組を行うとともに、介護福祉士修学資金等の貸付や地域医療介護総合確保基金などを活用し、介護職場への新たな人材の参入促進、介護人材の資質の向上、介護職場での労働環境の改善等に取り組みます。また、地域の元気な高齢者を「介護助手」として施設に受け入れ、介護現場の環境整備等を図る取組を支援します。
- ④施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い人から適正に施設へ入所できるよう、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。(創19)
- ⑤在宅生活支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣します。また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業*(新しい総合事業)への円滑な移行に向けての勉強会の開催や、在宅医療・介護連携の推進に向けた研修会等を開催することにより市町を支援します。
- ⑥認知症の方や家族を支援するため、認知症サポート医や専門的医療等を提供する「認知症疾患医療センター」を中心に医療と介護の連携を進めるとともに、認知症コールセンターの運営や認知症サポーターの養成により相談・支援体制の充実を図ります。

また、高齢者虐待防止の研修会の開催や、成年後見制度の普及・利用促進などにより、高齢者の権利擁護に取り組めます。

さらに、平成28年10月の開催に向けて準備が進められている国際会議「認知症サミット in MIE」の開催を支援します。

* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成 31 年度末での到達目標

県民の生命と健康をがんから守るため、がんを予防し、また、がんを早期に発見し早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数が減少しています。

| 県民指標 | | | | |
|-------------------------------------|--|------------------|------------------------|--|
| 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後） | 70.8 人 (26 年) | 69.6 人 (27 年) | 66.0 人 以下 (30 年) | 国が策定した「がん対策推進基本計画」の主目標の一つであり、がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数 |
| 28 年度目標値の考え方 | 平成 31 年度の目標値達成に向けて、目標値と現状値の差である 4.8 人を 4 年間で着実に解消することができるよう、現状値から 1.2 人減少となる 69.6 人を平成 28 年度の目標値に設定しました。 | | | |

| 活動指標 | | | | | |
|--------------------------------|-------------------------------|--|--|--|---|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 12301 がん予防・早期発見の推進（健康福祉部医療対策局） | がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん） | 乳がん 37.8% 子宮頸がん 54.2% 大腸がん 30.0% (26 年度) | 乳がん 41.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 34.0% (27 年度) | 乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 40.0% (30 年度) | 乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率 |
| 12302 がん医療の充実（健康福祉部医療対策局） | がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携拠点病院指定数 | 6 か所 | 7 か所 | 10 か所 | 手術、化学療法およびこれらの効果的な組み合わせによる、がんの標準的・集学的治療を提供する医療機関数（がん診療連携拠点病院は国指定、三重県がん診療連携拠点病院は県指定） |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | 目標項目の説明 |
|--------------------------------|------------------------------|------|------|--------|------------------------------------|
| | | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 12303 緩和ケアの推進(健康福祉部医療対策局) | がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計) | 792人 | 846人 | 929人 | 厚生労働省の示す開催指針に基づいた緩和ケア研修を修了した県内の医師数 |
| 12304 がん患者等への支援の充実(健康福祉部医療対策局) | がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計) | 232社 | 472社 | 1,192社 | 説明会および事業所訪問で就労支援について理解を得られた企業数 |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 184 | 147 | | | |
| 概算人件費 | | | | | |
| (配置人員) | | | | | |

平成28年度の取組方向 【健康福祉部医療対策局 次長 井戸畑 真之 電話：059-224-2326】

- ①各種がん検診における受診率向上の取組が一層進展するよう、引き続きがん検診への理解を深めるための取組を県民運動として実施するとともに、県内外の好事例の情報や受診勧奨ツールの提供などにより、受診率向上の取組を行う市町に対する支援を行います。
- ②学校教育現場におけるがん教育の本格実施に向け、医療関係者や教育関係者と連携して、引き続き小中学校におけるがん教育の拡充に取り組みます。
- ③がん診療連携拠点病院を中心とするがん医療提供体制の充実を図るとともに、がん治療に携わる医療機関の施設・設備等の充実を支援し、がん治療の一層の充実を図ります。
- ④がん対策をより効果的に推進するため、三重大学等と連携してがん登録により得られた罹患率、生存率等のデータを活用し、科学的根拠に基づくがん対策の取組を推進するとともに、とりまとめたデータ等について、市町、医療機関等に情報提供します。
- ⑤がん診療連携拠点病院等において、がんに関わる医師等に対する緩和ケア研修を引き続き実施するとともに、地域における緩和ケア体制のあり方の検討など、緩和ケア体制のさらなる充実を図ります。また、がんと診断された時からの緩和ケアの有用性等、緩和ケアについての正しい知識について、広く県民に普及啓発を行います。
- ⑥がん患者とその家族のための相談を引き続き実施するとともに、医療機関や事業所等と連携してがん患者の就労支援を実施します。また、がん患者の治療と仕事の両立が支援できる環境を整備するため、説明会や事業所訪問等を実施し、事業所管理者や人事担当者等に対するがんに対する正しい知識の普及に努めます。

* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、ソーシャルキャピタル*を活用しながら、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気の時も、適切な治療や支援を受けています。

平成 31 年度末での到達目標

日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送る県民が増加することで、県民一人ひとりの幸福感が増進するとともに、人びとの活動が活発化して人と人とのつながりをより強く感じています。

| 県民指標 | | | | |
|---------------|--|--------------------------------|--------------------------------|---|
| 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 健康寿命（健康寿命の延び） | 男 78.0 歳 女 80.7 歳 (26 年) | 男 78.2 歳 女 80.8 歳 (27 年) | 男 78.6 歳 女 81.1 歳 (30 年) | 国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本 21（第 2 次）」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間 |
| 28 年度目標値の考え方 | 健康寿命の伸び率を過去 10 年間の平均寿命の平均伸び率（男性 0.16 歳、女性 0.11 歳）と同程度にすることをもとに、平成 28 年度目標値を設定しました。 | | | |

| 活動指標 | | | | | |
|--------------------------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|---|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進（健康福祉部医療対策局） | 特定健康診査受診率 | 49.0% (26 年度) | 50.8% (27 年度) | 56.4% (30 年度) | 三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査（生活習慣病に関する健康診査）の受診率 |
| 12402 歯科保健対策の推進（健康福祉部医療対策局） | 在宅訪問歯科診療実施歯科医療機関数 | 198 機関 | 216 機関 | 270 機関 | 在宅患者に対して訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数 |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | 目標項目の説明 |
|--------------------------------|-----------------------------------|-------|-------|---------|--|
| | | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 12403 こころの健康づくりの推進（健康福祉部医療対策局） | 関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数 | 8か所 | 15か所 | 37か所 | 企画段階から関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数 |
| 12404 難病対策の推進（健康福祉部医療対策局） | 指定医療機関（診療所）指定数 | 909か所 | 967か所 | 1,006か所 | 難病の患者に対する医療等に関する法律において、特定医療を提供できる医療機関として知事が指定する「指定医療機関（診療所）」の指定数 |

（単位：百万円）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 2,823 | 3,055 | | | |
| 概算人件費 （配置人員） | | | | | |

平成28年度の取組方向 【健康福祉部医療対策局 次長 井戸畑 真之 電話：059-224-2326】

- ①ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、「地域の健康づくり研究会」への幅広い参加を引き続き呼びかけるとともに、健康づくり活動の好事例等を情報共有し、先駆的な取組が各地で行われるよう支援します。
- ②特定健康診査の受診率向上に係る取組を推進し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防や重症化予防等について、医療機関等と連携して広く県民に普及啓発するとともに、働く世代への取組を強化します。
- ③県民の健康的な食生活の実現に向けて、県民自らが健康的な食生活に取り組みめるよう、多様な主体と連携した食育活動を推進し、県民に対してバランスのとれた食事に関する普及啓発を行います。
- ④「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、関係機関・団体等と連携して、フッ化物洗口の普及拡大や障がい者（児）歯科診療の充実を図るとともに、在宅における歯科医療ニーズに対応するため、地域口腔ケアステーション体制の機能強化に取り組みます。
- ⑤うつ・自殺など心の問題に関する正しい知識の普及啓発や相談について引き続き充実を図るとともに、自殺対策基本法の改正をふまえて、市町、NPO、関係機関等と連携して、地域の実情に応じた自殺対策に取り組みます。
- ⑥難病患者が良質で適切な治療を、経済面も含めて安心して受けられるよう、医療費助成制度の円滑な運営に取り組みむとともに、「難病医療拠点病院」等、難病患者を支える医療提供体制の整備に努めます。また、難病患者やその家族の療養生活のQOLの向上を図るため、三重県難病相談・支援センターにおいて、関係機関と連携し、生活・療養相談、就労支援体制の充実を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、全ての県民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成 31 年度末での到達目標

障害福祉サービス等の充実により、障がい者がどこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

さらに、障がい者の権利擁護の取組が進められるとともに、障がい者が働くことを通じた自己実現の機会や文化活動などに参加する機会が確保され、地域社会で自立した生活をしている障がい者が増えています。

県民指標

| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | 31 年度 | 目標項目の説明 |
|-------------------------------------|---|---------|---------|--|
| | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計） | 1,508 人 | 1,616 人 | 1,871 人 | グループホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数 |
| 28 年度目標値の考え方 | 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」におけるグループホームの利用者見込数やこれまでの利用者数の実績等をふまえて、平成 28 年度目標値を設定しました。 | | | |

活動指標

| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | 31 年度 | 目標項目の説明 |
|-------------------------------------|-----------------------|--------------------|---------|---------|--|
| | | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実（健康福祉部） | 障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数 | 6,775 人 (26 年度) | 7,543 人 | 8,442 人 | 日中活動系の障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）を利用している障がい者数 |
| 13102 障がい者の就労促進（健康福祉部） | 一般就労へ移行した障がい者数 | 395 人 | 405 人 | 480 人 | 障がい者就業・生活支援事業、知的障がい者就労支援講座、県の機関における職場実習事業、社会的事業所*を通じて一般就労した障がい者数 |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | 目標項目の説明 |
|----------------------------------|--|---------|---------|------------------|--|
| | | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 13103 農林水産業と福祉との連携の促進(農林水産部) | 農林水産業と福祉との連携取組数(累計) | 65件 | 74件 | 101件 | 障がい者を雇用している農林水産事業者の件数、農林水産業へ参入した福祉事業所の件数、および農林水産業者と福祉事業所の連携による作業受委託の実施件数 |
| 13104 障がい者の相談支援体制の整備(健康福祉部) | 相談支援事業における支援件数 | 60,445件 | 61,006件 | 64,450件(60,202件) | 県が県内9圏域で実施する、就業・生活支援、児童療育相談事業および専門性が高い、重症心身障がい児(者)相談支援、高次脳機能障がい者生活支援、自閉症・発達障がい者支援事業により支援を行った延べ件数 |
| 13105 精神障がい者の保健医療の確保(健康福祉部) | 精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合 | 86.8% | 90.0% | 92.0% | ある月(毎年6月調査)に入院した精神障がい者のうち、当該ある月から起算して1年以内に退院し、地域移行できた者の割合 |
| 13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり(健康福祉部) | 障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率 | 26.3% | 50.0% | 100% | 障害者差別解消法で努力義務とされている県、市町等(29市町、地方独立行政法人)に加えて、公立大学法人および県100%出資法人が職員対応要領を策定した割合 |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 13,011 | 13,203 | | | |
| 概算人件費 | | | | | |
| (配置人員) | | | | | |

平成28年度の取組方向

【健康福祉部 次長 栗原 正明 電話：059-224-2321】

- ①障がい者の地域移行を進めるため、グループホームをはじめとする暮らしと日中活動の場の確保を図るほか、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置し、過齢児の円滑な地域移行を進めるとともに、医療的ケアを必要とする障がい児(者)を受け入れるため、医療と福祉の連携や医療的ケアを行うことができる人材の育成を進めるなど、地域移行と地域生活支援体制の整備に取り組めます。
- ②福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口*」を活用した事業所の受注拡大を進めるとともに、障害者優先調達推進法に基づく平成28年度調達方針を策定し、障害者就労支援施設等への発注推進と調達内容の多様化を図ります。また、職場定着支援、社会的事業所の運営

支援など、就労支援の充実や障がい者の雇用の場の拡大に取り組みます。

- ③県関係機関および民間事業者等と連携して農林水産分野における障がい者就労推進体制を整備し、農林水産業における障がい者の就労支援や福祉事業所の農林水産業参入を促進するための技術・経営支援等を進めます。
- ④障がい者の多様なニーズに適切に対応するため、自閉症・発達障がい支援センターなどの高度で専門的な相談支援や障がい者就業・生活支援センターなどの広域的な相談支援体制の整備を進めます。また、相談支援従事者等の人材育成による相談支援の質的向上に努め、体制と人材の面から、市町の一次的な相談支援機能を補完、強化します。
- ⑤精神障がい者の地域移行や地域生活を支援するため、休日・夜間における輪番制による救急医療や24時間電話相談に関する体制を確保するほか、在宅の精神障がい者を医療等多職種チームで支えるアウトリーチ*の実施圏域の拡大や地域移行をサポートするコーディネーターの配置を進め、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりに取り組みます。
- また、平成28年3月に締結した三重DPAT派遣協定に基づき、災害時に精神科医療を補完する派遣チーム等のさらなる体制強化に取り組むとともに、国が策定するアルコール健康障害対策推進基本計画等の内容をふまえ、関係機関や事業者等の意見も聴きながら県の推進計画の策定を進めます。
- ⑥障がい者の差別の解消を推進するため、県の行政サービス等における合理的配慮に関する環境整備に取り組むとともに、相談窓口を設置し相談事案の解決を進めるほか、「三重県障がい者差別解消支援協議会（仮称）」を設置し、障がい者の差別解消を図るネットワークを構築します。また、障がい者虐待については、専門家チームや事例集の活用などにより、虐待防止や対応力の向上を図ります。さらに、手話言語に関する条例制定にも的確に対応し、情報コミュニケーション支援や手話の普及啓発を進めるとともに、障がい者のスポーツや文化活動などへの参加機会の充実や、未婚障がい者の出逢いの支援に取り組みます。

*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者などが、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって地域を支え、生きがいを感じて生活しています。

平成 31 年度末での到達目標

高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して暮らすことができるとともに、高齢者が生きがいを感じて生活しています。

| 県民指標 | | | | |
|-----------------|---|--------------|--------------|--|
| 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | 1,585 人 | 1,620 人 | 1,920 人 | 県社会福祉協議会の県日常生活自立支援センターが実施する日常生活自立支援事業の契約人数 |
| 28 年度目標値の考え方 | 日常生活自立支援事業のこれまでの利用者数の状況をふまえ、この事業の利用がさらに促進されるよう、平成 28 年度の目標値を設定しました。 | | | |

| 活動指標 | | | | | |
|----------------------------------|------------------|--------------------|--------------|--------------|--------------------------------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 13201 地域福祉活動の推進（健康福祉部） | 民生委員・児童委員の相談支援件数 | 102,078 件 (速報値) | 107,000 件 | 107,000 件 | 民生委員・児童委員の活動のうち、住民の相談や支援を行った年間件数 |
| 13202 質の高い福祉サービスの提供（健康福祉部） | 第三者評価を受審した福祉施設の数 | 12 施設 | 25 施設 | 40 施設 | みえ福祉第三者評価、社会的養護関係施設の第三者評価を受審した福祉施設の数 |
| 13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（健康福祉部） | 「おもいやり駐車場」の登録施設数 | 2,028 施設 | 2,040 施設 | 2,160 施設 | 「おもいやり駐車場利用証制度」の駐車場の登録をした施設数 |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | 目標項目の説明 |
|------------------------------|---------------------------------------|-------|-------|-------|---|
| | | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 13204 高齢者の社会参加環境づくり(健康福祉部) | 地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数(累計) | 29 団体 | 39 団体 | 87 団体 | 地域シニアリーダー研修受講後、地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動している高齢者団体数 |
| 13205 生活困窮者の生活保障と自立支援(健康福祉部) | 就労支援を行う生活困窮者の人数 | 270 人 | 375 人 | 540 人 | 生活困窮者の相談窓口(自立相談支援機関)において把握された生活困窮者について、生活保護に至る前の段階で就労支援を行った人数 |
| 13206 戦没者遺族等の支援(健康福祉部) | 県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数 | 31 人 | 35 人 | 64 人 | 県および全国戦没者追悼式への18歳未満の参加者数 |

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額等 | 4,453 | 4,194 | | | |
| 概算人件費 | | | | | |
| (配置人員) | | | | | |

平成 28 年度の取組方向

【健康福祉部 次長 栗原 正明 電話：059-224-2251】

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの適切な利用や日常生活における金銭管理を支援する取組を進めます。また、地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援します。
- ②福祉サービスを提供する法人等が増加する中、効率的、効果的な指導監査を実施します。
- ③質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設の職員の研修や第三者評価等の取組を進めます。
- ④さまざまな主体と連携して、おもいやり駐車場利用証制度の普及啓発や学校での出前授業など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。また、市町や関係機関等との連携・協力のもと、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。
- ⑤元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献などの活動を支援します。また、全国健康福祉祭(ねんりんピック)に三重県選手団を派遣します。
- ⑥生活保護受給者への支援が適切に行われるよう、福祉事務所職員の研修、指導監査等に取り組みます。また、生活困窮者の自立支援を図るため、県所管の郡部を対象に設置した三重県生活相談支援センターを中心に関係機関との連携を図り、生活困窮者の相談支援、自立支援を行うとともに、相談者個々の状況に応じて就労準備支援等に取り組みます。さらに、福祉事務所設置自治体に対して相談支援員の研修、情報提供等を実施するとともに、就労訓練事業者の認定等をとおして生活困窮者支援の環境整備を進めます。
- ⑦戦没者慰霊事業への若い世代の参加を促し、平和への思いを次世代に継承していきます。

* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携し、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組むことで、薬物の乱用のない社会と、人と動物が安全・快適に共生できる社会が実現しています。

また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保されているとともに、生活衛生営業施設の衛生が確保され、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

平成 31 年度末での到達目標

多くの関係機関と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する県民の意識が向上するとともに、取締りの強化により容易に薬物が入手できない環境が整備されています。また、医薬品等の製造業者等および生活衛生営業施設の監視指導などを行うことにより、安全な製品やサービスが提供されています。

| 県民指標 | | | | |
|------------------------------|---|-------|-------|---|
| 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | 31 年度 | 目標項目の説明 |
| | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 危険ドラッグの販売店舗数（インターネット販売店舗を含む） | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗（インターネット販売店舗を含む。）に対し、監視指導を実施した後の店舗数 |
| 28 年度目標値の考え方 | インターネット監視や警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗を根絶するために、店舗を発見した場合は監視指導により廃業させ、0 件を維持することを目標値として設定しました。 | | | |

| 活動指標 | | | | | |
|----------------------------|---------------------------|-----------|-----------|-----------|---|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 | 28 年度 | 31 年度 | 目標項目の説明 |
| | | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 14401 薬物乱用防止対策の推進（健康福祉部） | 薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数（累計） | 451,744 人 | 509,000 人 | 689,000 人 | 県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数 |
| 14402 人と動物との共生環境づくり（健康福祉部） | 犬・猫の殺処分数 | 366 匹 | 340 匹以下 | 200 匹以下 | 保健所に収容した犬・猫のうち、飼い主への返還や譲渡した数を除き、やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数（生後間もない犬・猫、保護・引取りした時点の疾病や怪我が原因で死亡した犬・猫を除く。）（平成 35 年度までに殺処分数を 0 とすることをめざして目標設定） |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | 目標項目の説明 |
|-------------------------------|-------------------------------|-------|------|------|---|
| | | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保（健康福祉部） | 県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合 | 97.4% | 100% | 100% | 県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合（不良品が出た場合は回収となります。） |
| 14404 生活衛生営業の衛生確保（健康福祉部） | 生活衛生営業施設のうち健康被害が発生しなかった施設の割合 | 99.9% | 100% | 100% | 生活衛生営業施設（公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場）のうち健康被害の発生がなかった施設の割合 |

（単位：百万円）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 202 | 443 | | | |
| 概算人件費 | | | | | |
| （配置人員） | | | | | |

平成28年度の取組方向

【健康福祉部 次長 泉 幸宏 電話：059-224-2321】

- ①「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して、危険ドラッグ等薬物の乱用防止のため、計画的に啓発、取締りや再乱用防止などに取り組みます。
- ②「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、関係団体と連携して、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組や譲渡事業等を行うとともに、動物による危害発生防止に取り組みます。また、これらの動物愛護管理の拠点となる三重県動物愛護推進センター（仮称）を整備し、平成29年5月の開所をめざします。
- ③医薬品等製造業等の監視指導や品質管理に関する研修会を行うとともに、県民に対して医薬品の副作用などに関する正しい知識の提供に取り組み、医薬品等の安全性の確保を図ります。また、在宅医療等への薬局・薬剤師の参画を推進するための支援に取り組みます。さらに、若年層の献血推進として、高等学校における献血セミナーの開催や高校生や大学生などによる献血ボランティアと連携した献血啓発を実施していきます。
- ④生活衛生営業施設の監視指導を行うとともに、営業者に対し衛生管理に関する講習会等を行うことで自主的な衛生管理の推進を図ります。
- ⑤伊勢志摩サミット開催にあたり、血液製剤等の確保などを行うとともに、毒物劇物取扱施設や宿泊施設の監視指導を実施します。

*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られているとともに、高病原性鳥インフルエンザ*等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備され、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。

平成 31 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る全ての過程において監視指導を行うとともに、食品関連事業者の自主管理体制が構築されることにより、安全で安心な食品が供給されています。

| 県民指標 | | | | |
|---------------------|--|--------------|--------------|--|
| 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 食品の基準適合の確認率 (累計) | 33.0% | 50% | 100% | 検査する全ての食品と食品表示を行う全ての製造・加工施設のうち、基準に適合していることを確認した食品や施設（不適合であったが適合するよう改善したものを含む）の割合 |
| 28 年度目標値の考え方 | 平成 31 年度までに、全て（食品：15,000 件、施設：13,800 件）の基準への適合性を確認し、安全で安心な食品供給の体制の維持が図られるよう、平成 28 年度の目標値を設定しました。 | | | |

| 活動指標 | | | | | |
|--------------------------------|----------------------------|--------------|--------------|--------------|--|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 14501 食の安全・安心の確保 (健康福祉部) | 食品事業者の自主点検実施件数 | 3,126 件 | 10,500 件 | 34,200 件 | 自主点検を実施している食品営業許可施設数 |
| 14502 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部) | 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率 | 100% | 100% | 100% | 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病が県内で発生した場合に、発生農場を汚染源とした未発生農場への感染拡大を防いだ割合 |

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額等 | 219 | 175 | | | |
| 概算人件費 | | | | | |
| (配置人員) | | | | | |

平成 28 年度の実行方針

【健康福祉部 次長 泉 幸宏 電話：059-224-2321】

- ①食品事業者や米穀取扱事業者等を対象に、関係機関と連携して、食品による健康被害の防止や食品表示の適正化等のための監視指導を実施します。また、食品中の残留農薬や微生物等について検査を実施し、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導するとともに、米穀等の科学的な分析検査を実施します。さらに、食肉の安全性を確保するために、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施します。
- ②米穀の産地偽装などの再発防止や、県民の信頼回復を図るため、食品事業者等に対してコンプライアンス研修会を開催するとともに、三重県食品衛生協会と連携し、食品関係施設の衛生管理や食品表示等についての自主点検の推進など、食品事業者等が行う自主管理の取組を促進します。また、食品事業者のHACCP手法*を用いた自主衛生管理の普及に取り組みます。
- ③「三重県食の安全・安心確保推進会議」を開催し、関係部局が連携して食の安全・安心確保のための施策を総合的に推進します。また、食の安全・安心に関する施策を調査審議する「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を適宜開催し、委員の意見などを施策に反映させていきます。
- ④消費者の皆さんが食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深められるよう、出前トークやホームページおよび関係団体等と連携した情報提供の充実を図ります。
- ⑤高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生予防と万が一の発生時の迅速な対応に向け、生産者等との連携強化を図り防疫研修等を実施するとともに、農場HACCP*の概念を取り入れた養豚・養鶏農場の生産衛生管理の推進に取り組みます。また、農薬、動物・水産用医薬品等の適正な流通・使用に向け、販売業者等に対する監視指導および啓発活動等を計画的に行います。さらに、みえの安全・安心農業生産の普及・拡大を図るために産地へのGAP*（農業生産工程管理）の導入やIPM（総合的病害虫防除）の実践等を推進します。
- ⑥伊勢志摩サミットに関する食品関係施設について、重点的に監視指導や食品検査等を実施します。

*「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

平成 31 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識が高められ、感染予防や感染拡大防止対策がとられています。

また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、速やかな防疫措置ができています。

| 県民指標 | | | | |
|-----------------------------|---|--------------|--------------|--|
| 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合 | 100% | 100% | 100% | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合 |
| 28 年度目標値の考え方 | 一、二、三類感染症の集団発生を起こさない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を 100% とすることを目標として設定しました。 | | | |

| 活動指標 | | | | | |
|--------------------------------|----------------------------------|--------------|--------------|--------------|--|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 14601 感染予防のための普及啓発の推進（健康福祉部） | 感染予防を普及啓発する推進者の総数（累計） | — | 100 人 | 400 人 | 地域や施設において、感染症情報システムを活用して感染予防を実践的に行う推進者の総数 |
| 14602 感染症危機管理体制の整備（健康福祉部） | 感染症危機管理に関する訓練実施率 | 20% | 40% | 100% | 感染症危機管理体制整備のために県内全域で実施する訓練の実施率（全県および各保健所で、年 1 回以上実施） |
| 14603 感染症対策のための相談・検査の推進（健康福祉部） | 保健所における HIV（エイズの原因となるウイルス）検査受診者数 | 1,395 件 | 1,490 件 | 1,700 件 | 保健所（四日市市保健所を含む）において HIV（エイズの原因となるウイルス）検査を受けた人数 |

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額等 | 347 | 635 | | | |
| 概算人件費 | | | | | |
| (配置人員) | | | | | |

平成 28 年度の取組方向

【健康福祉部 次長 泉 幸宏 電話：059-224-2321】

- ①感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、コーディネーターと協力しながら予防対策を行う推進者を新たに養成します。また、感染症情報システムの機能を拡充するとともに、コーディネーターや推進者、各施設等と連携を図りながら予防や感染拡大防止に取り組みます。
- ②発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携体制を強化します。また、関係機関を含めた患者搬送や情報伝達の訓練等を行い、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。
- ③蚊媒介感染症やマダニが媒介する感染症等について、県民への予防啓発を行うとともに、関係機関との連携を強化し、感染拡大防止に努めます。また、先天性風しん症候群の発生を防止するため、風しん抗体検査を実施します。
- ④HIV（エイズの原因となるウイルス）や肝炎の無料検査等を実施するとともに、県民に検査を受けていただくよう、イベント等に合わせて啓発を行います。また、保健所等での相談体制の充実を図り、陽性者が安心して治療ができる体制を整備します。さらに、結核については、早期発見や適切な治療につながるよう知識の普及啓発や相談・指導體制の充実を図り、まん延防止を図ります。
- ⑤伊勢志摩サミットの円滑な実施のため、医療機関等との連携により、感染症早期探知体制の構築や感染症発生時の対応など万全を期すよう必要な取組を行います。

*「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、さまざまな主体との連携による少子化対策の取組が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

県をはじめとするさまざまな主体が「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき取組を進めることにより、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援する地域社会づくりが進んでいると実感しています。

| 県民指標 | | | | |
|--------------------------------------|--|--------------|--------------|--|
| 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合 創自 | 53.4% | 59.0% | 62.0% | みえ県民意識調査で地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合 |
| 28 年度目標値の考え方 | 現状値と平成 31 年度目標値との差 8.6%を段階的に解消し目標達成できるよう、平成 28 年度目標値を設定しました。 | | | |

| 活動指標 | | | | | |
|--|-------------------------|--------------|--------------|--------------|---|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 23101 少子化対策を進めるための機運醸成（健康福祉部 子ども・家庭局） | みえ子どもスマイルネット*の月間平均アクセス数 | 27,776 件 | 28,000 件 | 31,000 件 | 少子化対策に関する情報を総合的に発信するウェブサイト「みえ子どもスマイルネット」への月間平均アクセス数 |
| 23102 子どもの育ちを支える地域社会づくり（健康福祉部 子ども・家庭局） | 子育て家庭応援クーポン協賛店舗数 | 419 店舗 | 1,020 店舗 | 3,000 店舗 | 子育て家庭応援クーポンを利用することができる県内の店舗数 |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | 目標項目の説明 |
|--|-------------------------------------|----------|-----------|-----------|---|
| | | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 23102 子どもの育ちを支える地域社会づくり(健康福祉部 子ども・家庭局) | 青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用率 | 59.1% | 62.5% | 72.4% | 携帯電話等販売店への調査に基づき把握する、青少年の携帯電話等契約時におけるフィルタリングサービス利用率 |
| 23103 ライフプラン教育の推進(健康福祉部 子ども・家庭局) | ライフプラン教育を実施している市町の数 創1 | 19 市町 | 20 市町 | 29 市町 | 性や妊娠・出産等の医学的に正しい知識や家族の大切さ等についてのライフプラン教育を実施している市町の数 |
| | 県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合 創1 | 58.6% | 60.0% | 100% | 県立高等学校において、ライフプランや結婚、妊娠・出産や性、子育て等についての専門医等による講演会、保育実習等を実施した割合 |
| 23104 男性の育児参画の推進(健康福祉部 子ども・家庭局) | 「みえの育児男子プロジェクト*」に参加した企業、団体数(累計) 創11 | 79 企業・団体 | 120 企業・団体 | 300 企業・団体 | 「みえの育児男子プロジェクト」の取組の一環で行う各種イベントや研修会等に参加した企業や団体数 |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 369 | 242 | | | |
| 概算人件費 (配置人員) | | | | | |

平成28年度の取組方向 【健康福祉部子ども・家庭局 次長 福井 夏美 電話:059-224-2317】

- ①「みえの子ども白書2016」を作成するにあたり実施したアンケート調査では、少子化の状況に危機感を「感じている」と「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合の合計が86.1%であったことから、引き続き、少子化対策推進県民会議や「みえ・たい³(たいキューブ)・スイッチ*」関連イベントを開催し、「みえ子どもスマイルネット」による情報発信を進めるなど、少子化対策を進めるための機運の醸成を図ります。また、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく取組状況を検証し、プランに掲げた取組の着実な推進を図ります。さらに、市町が実施する少子化対策への取組に対して財政的に支援します。
- ②子どもの自己肯定感と大人の関わりには関係がみられることから、引き続き、「こどもほっとダイヤル」を運営し、子どもからの相談に対応するほか、「キッズ・モニター」の運営により、子どもの意見を聞き、県の施策等に反映できるよう取り組めます。「こどもほっとダイヤル」については、相談

件数が年々減少しているため、関係機関の意見も聞きながら一層の周知を図るほか、利用拡大についての検討を進めます。

「みえの子ども白書 2016」を作成するにあたり実施したアンケート調査では、「子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思う」大人の割合が減少しているという結果が出ていることから、引き続き、「みえ次世代育成応援ネットワーク」をはじめ、地域や企業、団体等さまざまな主体と連携し、子どもの育ちを見守る取組を進めるとともに、団体・NPOによる子育て家庭を応援する取組を人的、資金的、物的に支援します。

あわせて、子育て家庭等の経済的負担の軽減を図り、民間の事業者における子どもの育ちや子育て家庭を支える機運の醸成を図るため、「子育て家庭応援クーポン」協賛店舗の拡大に取り組みます。また、市町と連携して、子育て家庭を応援する「子育て・子育てマイスター養成講座」や祖父母世代の方を対象とした「孫育て講座」を開催し、市町における子育て家庭を応援する取組を促進します。

「家族の絆一行詩コンクール」については、10,000通を超える応募があり、身近な人に「ありがとう」を伝えたいというニーズの拡がりが見られることから、引き続き取り組みを進めます。

- ③青少年のフィルタリングサービス利用率は59.1%であったことから、引き続き子どもを持つ親等に対してネット被害防止の重要性、フィルタリングサービスの必要性のほか、家庭における携帯電話利用のルールづくりなどについて、関係機関と連携して周知を図ります。

また、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への対応等について検討するため、「三重県子ども・若者支援地域協議会」を設置し、市町に対して情報提供を図るとともに、関係機関のネットワークづくりを働きかけます。

- ④子どもたちが、発達段階に応じて、妊娠・出産の適齢期や不妊などに関する医学的に正しい知識を持つとともに、家族の大切さなどについて考えるきっかけとなるよう、ライフプラン教育の取組を推進します。 (創1)

企業や大学等と連携し、従業員や学生等がライフプランを検討する際に、妊娠・出産や性に関する正しい知識等を習得する機会を提供します。

- ⑤若い世代の約半数が「父親も育児に積極的に参加すべき」と考えているという調査結果をふまえ、「みえの育児男子プロジェクト」として、男性の育児参画についての機運を高めるため、“ステキな育児をしている男性”等を表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」実施などによる情報発信のほか、「みえの育児男子倶楽部」開催等による子育て中の男性の交流機会づくりなどを進めます。また、仕事と家庭生活の両立に向けた職場環境づくりのためには、企業等の管理職への意識啓発が大切であることから、企業等におけるイクボス*の推進を応援します。また、自然体験を通じて子どもの生き抜いていく力を育む子育てに男性が関わる取組を進めます。 (創11)

*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

市町や関係団体と連携が図られ、結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けた取組が進んでいます。

| 県民指標 | | | | |
|---|--|--------------|--------------|---|
| 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数 創 8 | 24 市町 | 26 市町 | 29 市町 | 子育て世代包括支援センター等、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数 |
| 28 年度目標値の考え方 | 平成 31 年度には全ての市町で切れ目のない妊産婦・乳幼児への母子保健対策（ポピュレーションアプローチ）を行えるよう、平成 28 年度目標値を設定しました。 | | | |

| 活動指標 | | | | | |
|--|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|--|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 23201 出逢いの支援（健康福祉部子ども・家庭局） | 出逢いの場の情報提供数 創 6 | 125 件 | 180 件 | 240 件 | 「みえ出逢いサポートセンター」において情報提供する出逢いイベント・セミナーの件数（年間） |
| 23202 不妊に悩む家族への支援（健康福祉部子ども・家庭局） | 県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数 創 7 | 10 市町 | 13 市町 | 20 市町 | 県独自の助成事業を全て利用している市町の数 |
| 23203 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実（健康福祉部子ども・家庭局） | 妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数 | 25 市町 | 26 市町 | 29 市町 | 妊娠届出時アンケートや妊娠経過の中で、医療機関と連携した市町の数 |

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額等 | 1,048 | 1,157 | | | |
| 概算人件費 | | | | | |
| (配置人員) | | | | | |

平成 28 年度の取組方向 健康福祉部子ども・家庭局 次長 福井 夏美 電話：059-224-2317】

- ①「みえ出逢いサポートセンター」へのセンター会員登録や出逢いイベント情報の提供が増加していることから、引き続き、結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向け、「みえ出逢いサポートセンター」の取組を中心に、結婚を望む人への出逢いの場の情報提供に取り組むほか、市町や企業等の結婚支援の取組を支援します。また、若い世代の方々が結婚の希望を持てるよう、既婚者等が参加するイベントの開催を通じ、結婚に対するポジティブなイメージの発信に努めます。
(創6)
- ②子どもを望む夫婦の経済的負担や精神的負担の軽減を図るため、特定不妊治療および男性不妊治療の助成を拡大してさらなる経済的支援を行うとともに、講演会や不妊専門相談センターにおける電話相談・面接相談を行います。また、不妊症看護認定看護師資格取得に係る費用の助成を行います。
(創7)
- ③各市町において、妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、三重県独自の出産・育児支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ*」(三重県版ネウボラ)により、産後ケア事業を行う市町への補助や母子保健コーディネーターの育成、母子保健体制構築アドバイザーの市町訪問等による各市町の実情に応じた取組の支援を行います。
(創8)
- ④妊娠届出時のアンケートの活用により、医療機関と保健分野の連携体制の強化を図り、特定妊婦の早期把握、早期支援につなげます。

* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

障がいの有無や生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。

「教育の原点」である家庭がその役割を果たすとともに、子どもたちに遊びや体験活動等とおして、人間形成の基礎が培われています。

平成 31 年度末での到達目標

子育て支援サービス等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。

また、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校への円滑な接続がなされるよう、連携した取組が進んでいます。

| 県民指標 | | | | |
|----------------|--|--------------|--------------|-------------------------|
| 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 保育所の待機児童数 創 10 | 98 人 | 73 人 | 0 人 | 4 月 1 日現在における保育所の待機児童の数 |
| 28 年度目標値の考え方 | 平成 31 年度待機児童「0」をめざし、「子ども・子育て支援事業支援計画*」に基づき、必要な施設整備や保育士確保を行うことにより、毎年度 25 人程度の待機児童の減少が図れるよう目標値を設定しました。 | | | |

| 活動指標 | | | | | |
|---|--------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 23301 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援（健康福祉部子ども・家庭局） | 放課後児童クラブの待機児童数 創 10 | 86 人 | 64 人 | 0 人 | 5 月 1 日現在における放課後児童クラブの待機児童の数 |
| 23302 子どもの貧困対策の推進（健康福祉部子ども・家庭局） | 生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数 創 2 | 23 市町 | 24 市町 | 29 市町 | 生活困窮家庭（生活保護世帯も含む）またはひとり親家庭が、県や市町等が実施する学習支援事業を利用することができる市町数 |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | 目標項目の説明 |
|-------------------------------------|---|-------------|-------------|-------------|---|
| | | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 23303 発達支援が必要な子どもへの支援(健康福祉部子ども・家庭局) | 「CLM*と個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合 創12 | 40.8% | 50.0% | 75.0% | 発達障がい児等に対する支援ツールである「CLMと個別の指導計画」を導入している県内の幼稚園・認定こども園・保育所の割合 |
| 23304 家庭・幼児教育の充実(教育委員会) | 家庭教育を支援する市町・団体数(累計) 創10 | 12 市町・団体 | 27 市町・団体 | 74 市町・団体 | 乳幼児の親を対象としたワークショップ等を実施する市町数など家庭教育を支援する市町・団体数 |
| | 小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合 創10 | 65.6% | 76.3% | 100% | 小学校の児童との体験的な交流を複数回行った幼稚園・認定こども園・保育所の割合 |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 19,310 | 27,729 | | | |
| 概算人件費 | | | | | |
| (配置人員) | | | | | |

平成28年度の実行方針 【健康福祉部子ども・家庭局 次長 福井 夏美 電話：059-224-2317】

- ①認定こども園・保育所等を通じた共通の給付(施設型給付)および小規模保育等への給付(地域型保育給付)を行い、幼児教育・保育の総合的な提供等を図ります。
- ②待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援します。また、潜在保育士の職場復帰支援や新任保育士の就業継続支援を実施するとともに、保育士修学資金貸付制度などにより保育士確保に向けた取組を進めます。(創10)
- ③病児・病後児保育の運営、広域利用、施設整備への支援を行い、保育環境の整備に努めます。
- ④放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営、施設整備・拡充への支援を行うとともに、放課後児童クラブ支援員への研修等を行い、放課後児童の健全育成に努めます。(創10)
- ⑤「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を行うとともに、行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用し、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、包括的かつ一元的な支援が行える体制の整備を図ります。
- ⑥三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援等を行うとともに、日常生活支援等を行う市町を支援します。(創2)
- ⑦ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町を支援するとともに、生活困窮家庭(生活保護世帯も含む)の子どもの学習支援を実施します。(創2)
- ⑧高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、就学支援金および給付金の支給、奨

学金の貸与を行うなど支援します。なお、奨学金については、ひとり親家庭に対する支援として、貸与の対象となる基準収入額の引き上げを行います。

- ⑨私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、給付金の支給や授業料減免等により保護者等の経済的負担の軽減を行います。
- ⑩県立子ども心身発達医療センターおよび県立かがやき特別支援学校（分校）の一体整備に係る建築工事を行うとともに、組織体制や運営マニュアルの整備など開設に向けて準備を進めます。
- ⑪市町の発達支援総合窓口との連携を強化するとともに、専門的な職員の育成を支援します。また、「CLMと個別の指導計画」の保育所・認定こども園・幼稚園への導入を促進するとともに、大学等の保育士や幼稚園教員の養成施設での研修会の開催等の取組を進めます。さらに、発達支援に関する研修会を開催するなど地域の医療機関とも連携を深め、重層的な支援体制の構築をめざします。
(創12)
- ⑫家庭教育を応援するための基本となる方針・戦略を取りまとめるとともに、家庭教育の充実に向けた知見を収集するなどして、家庭に対する啓発手法を確立します。
- ⑬乳幼児の親同士の交流の機会や、学習の機会となるワークショップ等を開催する市町を支援します。また、男性の育児参画を進める中で、企業や団体等と連携して、父親等を対象に子どもの生活習慣や自主性等について考える場づくりを促進します。
(創10)
- ⑭平成27年度に実施した野外体験保育有効性調査の結果をふまえて、子どもの生き抜いていく力の育成に向け、県内の幼稚園や保育所等に対して野外体験保育の有効性や課題等に関する普及啓発や人材育成に取り組みます。
- ⑮私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、子ども・子育て支援新制度*への移行を希望する私立幼稚園が円滑に移行できるよう、引き続き支援していきます。
- ⑯幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための研修等を実施することにより、就学前教育を担う人材の資質向上を推進します。
- ⑰就学前の子どもの発達段階に応じた生活習慣等の確立のため、就学前の子ども向け生活習慣チェックシートを実施するとともに、結果を家庭と幼稚園・保育所・学校等が共有し、連携して家庭における子どもたちの基本的な生活習慣等の確立を図ります。
- ⑱幼児期の教育において、多様な体験活動等をとおして自主性や規範意識、自尊心、思いやりの心など学びの基礎の育成が図られるよう、幼稚園・保育所等へ実践事例の普及・啓発を進めます。
- ⑲幼保小接続モデルカリキュラムを作成し、普及すること等を通じて、幼稚園・保育所等から小学校への円滑な接続を推進します。
(創10)

*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 234

児童虐待の防止と社会的養護の推進

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られています。

また、社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、里親委託や施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。

また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

| 県民指標 | | | | |
|---------------------------------|--|--------------|--------------|--|
| 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合創 4 | 21.0% | 21.2% | 21.5% | 要保護児童（児童養護施設等入所児童および里親等委託児童）のうち、家庭養護（里親・ファミリーホーム委託）を受けている児童の割合 |
| 28 年度目標値の考え方 | 平成 26～27 年度にかけて、里親制度の普及・啓発が進み、里親登録者が増えたことをふまえ、里親委託の増を見込み、平成 28 年度目標値を設定しました。 | | | |

| 活動指標 | | | | | |
|--------------------------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 27 年度 現状値 | 28 年度 目標値 | 31 年度 目標値 | 目標項目の説明 |
| 23401 児童虐待対応力の強化（健康福祉部子ども・家庭局） | 児童虐待により死亡した児童数 創 3 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 児童虐待により死亡した児童数 |
| 23402 家庭養護の推進（健康福祉部子ども・家庭局） | 新規養育里親登録数（累計） | 16 世帯 | 25 世帯 | 50 世帯 | 平成 27（2015）年度以降の新規養育里親の登録数 |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | 目標項目の説明 |
|-------------------------------------|--------------------------------|------|-------|-------|--|
| | | 現状値 | 目標値 | 目標値 | |
| 23403 社会的養護が必要な児童への支援(健康福祉部子ども・家庭局) | グループホームでケアを受けている要保護児童の割合 創4 | 8.3% | 12.3% | 18.1% | 要保護児童(児童養護施設等入所児童および里親等委託児童)のうち、グループホーム(地域小規模児童養護施設および児童養護施設の分園)でケアを受けている児童の割合 |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 3,862 | 3,970 | | | |
| 概算人件費 | | | | | |
| (配置人員) | | | | | |

平成28年度の取組方向 【健康福祉部子ども家庭局 次長 福井 夏美 電話：059-224-2317】

- ①児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、家族再統合などの家族支援のため、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。(創3)
- また、市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化に取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成を支援します。
- ②妊娠期からの虐待予防に向けて、「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を引き続き設置し、周知を行うとともに、望まない妊娠の予防に向けた取組を推進します。
- ③平成26年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画*」に基づき家庭養護を推進するため、里親制度を周知し新たな里親登録者を増やすとともに、里親に対する研修の充実により養育技術の向上を図るなど、里親委託を推進します。(創4)
- また、児童福祉法の改正により、養子縁組に関する相談支援が都道府県の業務として法的に位置づけられることから、児童相談所が養子縁組の窓口になることの周知を行うとともに、子どもの永続的(パーマネンシー)な家庭を保障するという観点から特別養子縁組制度の利用を促進します。
- ④施設養護においても家庭的な養育環境を提供できるよう、児童養護施設・乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するため、計画的に施設整備を行います。
- また、児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援や家庭復帰に向け、児童自立支援資金の貸付や家族再生のための親への支援を行うとともに、施設職員の人材育成などを支援します。(創4)
- ⑤国児学園の将来のあり方について、有識者等による検討会を設置して検討を行います。

*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

| | | |
|---------|-------|---------------------------------------|
| 第1章 | : 第1編 | 第1章に掲載されています。 |
| 三桁の数字+① | : 第1編 | 第2章の該当する番号の施策（第一次行動計画）の取組に掲載されています。 |
| 緊急○、協創○ | : 第1編 | 第3章の該当する番号の選択・集中プログラムの取組に掲載されています。 |
| 行政運営○+① | : 第1編 | 第4章の該当する番号の行政運営（第一次行動計画）の取組に掲載されています。 |
| 第5章 | : 第2編 | 第5章に掲載されています。 |
| 三桁の数字+② | : 第2編 | 第6章の該当する番号の施策（第二次行動計画）の取組に掲載されています。 |
| 行政運営○+② | : 第2編 | 第7章の該当する番号の行政運営（第二次行動計画）の取組に掲載されています。 |

| 単語（事項等の名称） | 解 説 | 掲載箇所 |
|------------------------|---|-----------------------------|
| ABC（アルファベット） | | |
| CLM（Check List in Mie） | 保育所、幼稚園等に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立小児心療センターあすなる学園が開発したアセスメントツール。 | 232① 緊急6 233② |
| GAP | Good Agricultural Practiceの略。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。 | 113① 145② |
| HACCP（ハサップ）手法 | （Hazard Analysis and Critical Control Point）製造工程の各段階で発生する可能性のある危害を予測・分析し、衛生管理上重要なポイント（加熱工程等）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。 | 113① 145② |
| M-MUSCLE | 医療分野の学術面における国際連携を進めるために構築した県内の医療・看護系等の大学の連携による国際医療技術連携体制（三重医療系大学サイエンス・コラボレーション・リーグ；Mie Medical University Science Collaboration League）の略称。 | 121① 緊急3 121② |
| あ行 | | |
| アウトリーチ（訪問支援） | 医師、看護師等で構成される多職種チームが、家庭等を訪問し、医療等のサービスを提供することにより、精神障がい者等の地域での生活を支援すること。 | 142① 131② |
| イクボス | 子育て等を行う職員の仕事と家庭生活の両立を支援し、応援、サポートしあう職場環境づくりに取り組む上司のこと、および管理職の配置にあたって、そういった姿勢を重視する取組そのもの。 | 231① 緊急5 第5章 231② |
| か行 | | |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 要支援者や虚弱高齢者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を市町の判断により総合的に提供できる事業 | 141① 122② |
| 家庭的養護推進計画 | 児童養護施設及び乳児院の小規模グループケア化及び地域分散化並びに里親など家庭養護の推進のために取り組むべき具体的な方策を定めた、平成27年度から15年間の計画。 | 第1章 233① 234② |
| 共同受注窓口 | 就労継続支援事業所等で働く障がいの者の工賃引き上げと受注の拡大を図るため、共同して受注、品質管理を行う仕組み。 | 142① 緊急6 131② |
| 高病原性鳥インフルエンザ | 鳥インフルエンザのうち、鶏などの家禽に強い病原性を引き起こし、感染した家禽の致死率が極めて高いものをいう。 | 第1章 113① 312① 145② |
| 子ども・子育て支援事業支援計画 | 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供方法、実施時期及び子ども・子育て支援の推進方策等を記載する市町子ども・子育て支援事業計画を支援する県の計画。 | 第1章 232① 緊急5 233② |
| 子ども・子育て支援新制度 | すべての子どもへの良質な成長環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、市町村を実施主体として、財源を給付・事業ごとに一元化する制度。平成27年4月から本格施行。 | 221① 233② |
| さ行 | | |
| 社会的事業所 | 障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や授産施設等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。 | 142① 緊急6 第5章 131② |

| 単語（事項等の名称） | 解 説 | 掲載箇所 |
|---------------------|---|-----------------------------------|
| 出産・育児まるっとサポート みえ | 親と子及びその家族が、県内どの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重を実現するための、各市町の強みを生かした新たな三重県の出産・育児支援体制。 | 第1章 232① 第5章 232② |
| ソーシャルキャピタル | 人びとの信頼関係や結びつき。 | 第1章 123① 124② |
| た行 | | |
| 地域ケア会議 | 地域包括支援センター等が、介護・医療関係者、民生委員等を参集し、個別ケースの支援内容の検討を行うとともに、この検討を通じて、高齢者に対する自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、多職種協働によるネットワークの構築、地域課題の把握等を行う会議のこと。 | 141① 122② |
| 地域包括ケア | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。 | 第1章 141① 第5章 122② |
| 地域包括支援センター | 高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。 | 第1章 141① 第5章 122② |
| 特定家畜伝染病 | 家畜伝染病のうち、発生の予防及びまん延の防止のための措置を特に総合的に講ずる必要があると国が定めるもの。 | 113① 312① |
| な行 | | |
| 農場HACCP | 畜産農場にHACCPの考えを採り入れ、危害要因となる微生物や化学物質、異物の混入などを防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことで、農場段階で危害発生をコントロールする手法のこと。 | 113① 145② |
| は行 | | |
| パーソナルカルテ | 障がいのある子どもおよびその保護者が途切れない支援を受けるために必要な情報（生育歴等）を記入して作成するファイル。本人・保護者が日常的な管理を行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込む。 | 第1章 223① 緊急6 第5章 224② |
| ま行 | | |
| 三重県地域医療支援センター | 平成24（2012）年5月、県内の医師の地域偏在の解消を目的に、県庁に設置され、あわせて分室が三重大学内に設置。県内の医療機関や医師会、市町、三重大学等と連携して、若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等の取組を推進。 | 第1章 第5章 |
| みえ 子ども スマイルネット | 「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」の分野ごとに、切れ目のない支援や取組をわかりやすく情報発信することを目的として、平成27年2月に開設された少子化対策総合ウェブサイト（愛称：「みえ子どもスマイルネット」）。スマートフォン等のスマートデバイスに対応。 | 231② |
| みえ・たい3（キューブ）・スイッチ | 県民の「出逢いたい」、「産みたい」、「育てたい」という3つの“たい”の希望がかなう三重づくりを進めるため、多様な主体の参画により進める県民運動。 | 231① 231② |
| みえの育児男子プロジェクト | 「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜いていく力を育てることを大切に考えて、男性が育児に積極的に参画することを応援する取組。 | 第1章 231① 緊急5 第5章 231② |

第一次行動計画

第二次行動計画

- 施策 113 食の安全・安心の確保
 - 基本 11301 食品の安全・安心の確保
 - 基本 11302 農水産物の安全・安心の確保

- 施策 145 食の安全・安心の確保
 - 基本 14501 食の安全・安心の確保
 - 基本 14502 農水産物の安全・安心の確保

ポイント 政策の位置づけの変更。(「危機管理」→「暮らしの安全を守る」)

- 施策 114 感染症の予防と体制の整備
 - 基本 11401 感染症予防普及啓発の推進
 - 基本 11402 感染症危機管理体制の整備
 - 基本 11403 感染症対策のための相談・検査の推進

- 施策 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進
 - 基本 14601 感染症予防のための普及啓発の推進
 - 基本 14602 感染症危機管理体制の整備
 - 基本 14603 感染症対策のための相談・検査

ポイント 政策の位置づけの変更。(「危機管理」→「暮らしの安全を守る」)

- 施策 121 医師確保と医療体制の整備
 - 基本 12101 医療分野の人材確保
 - 基本 12102 救急・へき地等の医療の確保
 - 基本 12103 医療の質の向上
 - 基本 12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供
 - 基本 12105 適正な医療保険制度の確保

- 施策 121 地域医療提供体制の確保
 - 基本 12101 地域医療構想の実現
 - 基本 12102 医療分野の人材確保
 - 基本 12103 救急医療等の確保
 - 基本 12104 医療安全体制の確保
 - 基本 12105 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供
 - 基本 12106 適正な医療保険制度の確保

ポイント 「地域医療構想」について施策121の根幹となる基本事業として一着目に位置づける。

- 施策 141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実
 - 基本 14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上
 - 基本 14102 介護基盤の整備促進
 - 基本 14103 在宅生活支援体制の充実
 - 基本 14104 高齢者の社会参加環境づくり

- 施策 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保
 - 基本 12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上
 - 基本 12202 介護従事者の確保
 - 基本 12203 介護基盤の整備促進
 - 基本 12204 在宅生活支援体制の充実
 - 基本 12205 認知症施策の充実

- 施策 143 支え合いの福祉社会づくり
 - 基本 14301 地域福祉活動と権利擁護の推進
 - 基本 14302 福祉分野の人材確保・養成
 - 基本 14303 福祉サービスの適正な確保
 - 基本 14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進
 - 基本 14305 生活困窮者の生活保障と自立支援
 - 基本 14306 戦傷病者等の支援

- 施策 132 支え合いの福祉社会づくり
 - 基本 13201 地域福祉活動の推進
 - 基本 13202 質の高い福祉サービスの提供
 - 基本 13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
 - 基本 13204 高齢者の社会参加環境づくり
 - 基本 13205 生活困窮者の生活保障と自立支援
 - 基本 13206 戦没者遺族等の支援

- 施策 353 快適な住まいづくり
 - 基本 35301 快適なまちづくりの推進
 - 基本 35302 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
 - 基本 35303 快適な住まいづくりの推進
 - 基本 35304 適法な建築物の確保
 - 基本 35305 参画と協働による景観まちづくりの推進

ポイント 介護基盤の整備(ハード)と介護人材の確保(ソフト)を両輪とする介護関連施策122を構築する。また、ニーズが増加する「認知症対策」について、基本事業として位置づける。

- 施策 122 がん対策の推進
 - 基本 12201 がん予防・早期発見の推進
 - 基本 12202 がん治療・予後対策の推進

- 施策 123 がん対策の推進
 - 基本 12301 がん予防・早期発見の推進
 - 基本 12302 がん医療の充実
 - 基本 12303 緩和ケアの推進
 - 基本 12304 がん患者等への支援の充実

がん条例に基づき組み替え

- 施策 123 心ころと身体の健康対策の推進
 - 基本 12301 健康づくり活動の推進
 - 基本 12302 心ころの健康づくりの推進
 - 基本 12303 生活習慣病・難病対策の推進

- 施策 124 心ころと身体の健康対策の推進
 - 基本 12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進
 - 基本 12402 歯科保健対策の推進
 - 基本 12403 心ころの健康づくりの推進
 - 基本 12404 難病対策の推進

ポイント 「三重県がん対策推進条例」に基づき、がん対策にかかる施策123の基本事業を構築する。また、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」、「難病の患者に対する医療等の関する法律」をふまえて施策124の基本事業を構築する。

- 施策 134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保
 - 基本 13401 薬物乱用防止対策の推進
 - 基本 13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保
 - 基本 13403 生活衛生営業の衛生水準の確保
 - 基本 13404 人と動物との共生環境づくり

- 施策 144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等
 - 基本 14401 薬物乱用防止対策の推進
 - 基本 14402 人と動物との共生環境づくり
 - 基本 14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保
 - 基本 14404 生活衛生営業の衛生確保

ポイント 「三重県動物愛護推進センター(仮称)」における取組を見込み、施策名に「動物愛護の推進」を明示する。

- 施策 142 障がい者の自立と共生
 - 基本 14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進
 - 基本 14202 障がい者福祉サービスの充実
 - 基本 14203 障がい者の相談支援体制の整備
 - 基本 14204 精神障がい者の保健医療の確保
 - 基本 14205 障がい者の社会参加環境づくり

- 施策 131 障がい者の自立と共生
 - 基本 13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実
 - 基本 13102 障がい者の就労促進
 - 基本 13103 農林水産業と福祉との連携の促進
 - 基本 13104 障がい者の相談支援体制の整備
 - 基本 13105 精神障がい者の保健医療の確保
 - 基本 13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり

- 施策 242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進
 - 基本 24201 地域スポーツの活性化
 - 基本 24202 障がい者スポーツの充実・強化

ポイント 地域生活の支援関連事業と就労支援関連事業について基本事業を整理するとともに、農福連携及び水福連携について、新たに基本事業に位置づける。また、「障害者差別解消法」をふまえ、権利擁護に係る取組を新たに加える。さらに、障がい者スポーツについて、施策242「地域スポーツと障がい者スポーツの推進」に新たに位置づける。

- 施策 231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり
 - 基本 23101 子ども条例の普及と推進
 - 基本 23102 家庭力・地域力の向上支援
 - 基本 23103 子どもの保護対策の推進

- 施策 231 少子化対策を進めるための環境づくり
 - 基本 23101 少子化対策を進めるための機運醸成
 - 基本 23102 子どもの育ちを支える地域社会づくり
 - 基本 23103 ライフプラン教育の推進
 - 基本 23104 男性の育児参画の推進

- 施策 221 学力の向上
 - 基本 22101 ライフプラン教育
- 施策 232 子育て支援策の推進
 - 基本 23201 保育・放課後児童対策等の充実
 - 基本 23202 母子保健対策の推進
 - 基本 23203 ひとり親家庭等の自立の支援

- 施策 232 結婚・妊娠・出産の支援
 - 基本 23201 出逢いの支援
 - 基本 23202 不妊に悩む家族への支援
 - 基本 23203 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- 施策 233 児童虐待の防止と社会的養護の推進
 - 基本 23301 児童虐待対応力の強化
 - 基本 23302 児童虐待の未然防止の推進
 - 基本 23303 社会的養護が必要な児童への支援

- 施策 233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実
 - 基本 23301 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
 - 基本 23302 子どもの貧困対策の推進
 - 基本 23303 発達支援が必要な子どもへの支援
 - 基本 23304 家庭・幼児教育の充実

- 施策 221 学力の向上
 - 基本 22101 進学支援、奨学金など
 - 基本 22102 幼児教育
- 施策 143 支え合いの福祉社会づくり
 - 基本 14301 生活困窮者自立支援(学習支援)

- 施策 234 児童虐待の防止と社会的養護の推進
 - 基本 23401 児童虐待対応力の強化
 - 基本 23402 家庭養護の推進
 - 基本 23403 社会的養護が必要な児童への支援

ポイント 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、施策全体を整理する。

政策体系の見直し